

決算審査特別委員会報告書

(令和元年度串本町会計分)

決算審査特別委員会審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、令和2年第3回定例会の9月2日（水）に構成委員8名で設置され、同定例会に提案された、議案第103号 令和元年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第118号 令和元年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16件の一般会計・特別会計・事業会計歳入歳出決算の認定について、閉会中の継続審査として付託されたものであります。

委員会は、令和2年10月14日から21日までのうち、19日と休日等を除く5日間開催し慎重に審査を行いました。

16日（金）の一般会計歳入及び財産に関する調書に関する質疑終了後に、地方自治法98条第1項の規定による書面審査を行い、20日にすべての会計の審査を終了いたしました。

総括質疑として最終日21日午前9時30分から田嶋町長に出席していただき、約1時間かけて各委員から質疑を行いました。また、各会計の採決につきましては、町長の総括質疑終了後に行っています。

そして、委員、当局にも協力を得て21日の午前10時57分にすべての会計について審査を終了いたしました。

委員会の内容について、報告いたします。

田嶋町長からのあいさつの後、中道代表監査委員に決算監査の経過と結果について、報告を求めました。

【一般会計・特別会計】

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和元年度串本町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査しました。

総論として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調査は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は誤りなく表示されていると認められた。

なお、予算執行の状況については、おおむね適正に処理されており、不要額の予測が困難な事業以外の減額補正等の措置も適切に講じられていた。

歳入においては、町税をはじめとする自主財源の確保は最重要な課題であり、令和元年度決算における収入未済額が前年度より減少したことは、継続的な取り組みの成果として一定の評価をするところである。しかしながら、町税や水道料金等全体的に人口減少による減収傾向にある中、収入未済額は依然として多額であり、不納欠損等の適正な処理を行うとともに引き続き積極的な収納策を進め、受益と負担の公平性の確保と安定的な自主財源の確保に努められたい。

令和元年度については、公共施設の高台移転や災害復旧関連事業により前年度より予算規模自体は大きくなっていましたが、聴取により、各課の増収及び経費削減に向けた取り組みをかいま見ることができた。

しかしながら、年度末から現在に至るまで、新型コロナウイルス感染症蔓延により国内の経済状況も著しく変化を続け、町の各事業についても大きな影響を及ぼしています。このような状況の中、予算執行状況等について例年以上に注意を払い、不要額の減額補正や事業繰越の会計処理等を適切に講じられたい。

今後も様々な行政課題に的確に対応していくため、財源の確保と事務事業の不断の見直しにより、各施策の優先度、緊急度等を精査し、一層の創意工夫による持続的で健全な行政運営の推進に努められたい。

【病院事業会計】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和元年度串本町病院事業会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認められた。

総論として、令和元年度の患者の利用状況を前年度と比較すると、くしもと町立病院の入院延べ患者数は854人減少して3万3,332人、外来延べ患者数も4,669人減少して5万5,989人となったが、診療単価の向上により主に入院収益が増加し、医業収益は前年度より6.0%増の15億8,059万1,000円となった。

一般会計からの繰入金が増加したこと、医業外収益は前年度より6.1%減の4億5,969万3,000円となったが、事業収益全体では前年度より3.0%増の20億4,028万5,000円となっています。また、事業費用では、経費が1.8%増の3億9,078万円、雑損失が8.1%増の5,818万8,000円となったが、給与費が0.7%減の11億4,371万円、材料費が10.0%減の2億7,203万5,000円、減価償却費が16.5%減の1億5,652万8,000円、研究研修費が22.4%減の622万9,000円となったことなどから事業費用全体では2.9%減の20億4,768万3,000円となっています。

本年度の決算では、入院収益が大幅に増加したことや、材料費等の費用が減少したこと、純損益は大きく改善されている。前年度末に1億2,000万円であった一時借入金残高は1億円に減少し、地方財政の健全化に関する法律により算定する資金不足比率は4.2%減少して14.6%となったが、資金不足額は2億3,230万1,000円となっており、当該資金不足を解消するため経営健全化計画に基づいて、引き続き収益の確保と経費の削減に向けた取り組みを積極的に進められたい。

【水道事業会計】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和元年度串本町水道事業特別会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認められた。

総論として、収入未済額を増やさない継続的な取り組みにより、徴収率も99%以

上と高い水準を維持している。しかしながら、人口減少が主な要因となり、給水収益は前年度と比較して約1.06%の減額となっている。

今後も人口減少による収入減や起債償還金等により事業経営は厳しい状況が続くことが見込まれるが、良質な水道水の提供を維持し、経費削減や徴収率向上を目指した経営努力により極力水道料金を値上げするなどの住民負担を解決策としないよう配慮されたい。

【財政健全化判断比率及び資金不足比率について】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠されて作成されているか、また、計数の誤りがないかに主眼を置き、提出書類との照合・確認、関係課からの説明聴取により審査を行った。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

総論として、健全化判断比率については、実質公債費比率において普通交付税額や臨時財政対策債発行可能額が減少したことにより1.0ポイント悪化している。将来負担比率については、地方債現在高の増加と標準財政規模の減少により2.9ポイント悪化している。

いずれの比率も早期健全化基準を下回っているものの、こども園や新庁舎の建設など3連動地震や南海トラフ巨大地震に備えた公共施設の高台への移転事業が予定されていることから、同比率の悪化が憂慮される。事業の実施にあたっては、国や県の補助制度を積極的に活用するとともに緊急性や必要性を勘案し、事業を精査することで地方債の発行額を抑えるなど、公債費の抑制に努めていただきたい。

資金不足比率については、病院事業会計において前年度から引き続き資金不足が発生している。経営健全化基準を下回っているものの、改革プランに沿った経営改善を進めることで早急な資金不足解消に取り組んでいただきたい。

他の特別会計については、資金不足が発生していないものの、老朽化した施設の更新等により経営の圧迫が憂慮されることから、より一層の業務の効率化に取り組んでいただきたい。

次に、監査委員に対する質疑を行いました。

質◇ 町の監査というたら、先ほども報告がありましたように莫大な監査対象の資料、材料がございます。なかなか短期間ではきめ細かくこなすことができないんじゃないかなと思いますけれども、今、監査されている月例監査、年度末の監査、監査委員として十分な時間があるのか。監査できる時間で監査されているのか、お聞きしたいと思います。

そして、予算執行率が88%というおおむねの形で表現されておりましたけれども、この88%という大きな要因、できればもう少し詳しく監査委員としての意見をお聞かせいただきたい。監査委員としてこの1年間、令和元年度、特に注

目される部署とか課題材料がありましたら教えていただきたいと思います。

答◇ 例月監査を月3日、決算監査、それから備品等、今からあるらしいんですが、私は4月に就任したばかりで書類に追われまして、それが果たしてどういうあれなのか自分自身の中では結論が出ておりません。

88.8%の執行率。90%を切っているという数字上の問題はあるとしても、特に大きな問題ではなくて、町として各執行機関で一生懸命仕事をしていらっしゃるなという印象を受けております。ですから、あとの細かいところについては各決算書類で上がってきておりますので、今後、あと1週間ほどの日程で審査委員会があるということなんで、そちらでも深いご議論をお願いしたいと思っています。

注目するところは、大きな工事が一番注目されまして、今、高台移転とかその他上がっています。その辺の執行状況とか進捗状況は監査委員としてもそうですし、個人的にも非常に興味があると考えているところです。

質◇ 監査の実施内容を詳細にご報告いただきましたけれども、書面にして皆さんにお届けいただく。そうすれば、そういうことをも踏まえて今後の行政に反映していくという、監査効果は行政の中で具体的に生かされていくのじゃないかと。ただ、今日言葉での報告を受けて、そうだったかというような扱い方になるような状況で、貴重な監査報告が次の行政計画執行に生かされることについては大変私は疑義を持ちます。せっきくのそういう点ですから、これは当局、事務局も含んで監査と対議会への報告とか、あるいは今後の取り組み方について一考を要して具体的な取り扱い展開を強く望みたいと思いますけれども、どうでしょうか。

さらにせっきくの機会でありますから、一つは、我々も財政に準じて町債の動向について大変注意をするところですが、特に病院と水道という大きな事業については課題もありますし、今後の整備計画を十分整えていく必要のために多くの財源を有することも必定であります。したがって、それらの計画が適切に行われて展開されているかについて、お互い我々も十分意を注ぎながら整えていくべきじゃないかと思っておりますけれども。そういった観点からの監査あるいは課題、あるいはそれらに対する当局の執行に対する提言等について、どういう監査状況であるのか、その辺についてお伺いしておきたいと思っております。

答◇ 書面ということなんですが、この監査意見書については議員先生各氏には書面が行っているはずなんです。私の報告は、意見書を報告したんですが、今、副町長から、一般会計歳入決算の認定についてという議案第103号が。これに基づいてこの中に意見書がついてますので、書面というのはそれでいけるのかなと私は考えています。

それから財源等、当局のいろんな計画についてご意見をいただいております。これも非常に重要なご意見かと思っておりますが、財政当局のほうでその辺はしっかりと手当していただいております。監査委員としては計画に基づいて適切に執行

されているか、計画のとおり執行されているかということ監査するということが、なんで、執行状況がどうであるとかいうのはまた議会と町当局とのご議論を深めていただければありがたいなど。その結果を私どもがいただくということで、ご理解いただければと思います。

以上で、監査委員に対する質疑は終了しました。

○ 議案第103号 令和元年度串本町一般会計歳入歳出決算の審査について、歳出から報告いたします。

1款「議会費」の審査について報告いたします。

質◇ 消耗品費が100万円というのは高いような感覚を持つんですけども、内容的にはどういうものが幾らというのを教えてください。

答◇ 細かくは分析はできてないんですけども、追録代、これは毎年あります。これについては毎年決まった金額ではなくて、その年によって法律が変わったりでいろいろ追録されるわけで、その金額と、大きいものとしましては、プリンターインクのトナー代。トナーは大変高くて、純正のものであれば2万円とか3万円するものもありますので、そういう部分の在庫が切れてしましまして。今まで在庫していたわけなんですけど、なくなってしまったんで新たに購入が必要になった部分がありますので、少し高額となってきております。

以上、1款「議会費」の審査を終了いたしました。

続いて、2款「総務費」の審査について報告いたします。

質◇ 69ページの負担金のところで、串本古座高校地域協議会負担金があると思うんですけども、これの具体的な内容を教えてください。

もう1点が、全体的に超過勤務手当がついてきていると思うんです。役場の皆さんは台風とかきましたら出勤してくれていると聞いているので、一概にそれが多い少ないと言うつもりはないんですけども、働き方改革というところで、一般企業でいうと残業は悪だという風潮が出てきているのが現実やと思います。今の超過勤務手当を今後どういうふうにお考えなのか。17時15分できっちり終わるところで、町民の方々の声もいろいろあると思いますが、そういったところの考え方を教えていただければと思います。

答◇ 69ページの串本古座高等学校地域協議会負担金についてでありますけども、

串本古座高校の地域協議会は平成28年7月に発足した組織で、串本町と古座川町が人口割でその資金を出し合っているということでもあります。串本古座高校が生徒数の減少ということの中で、全国公募あるいはグローバルコースという地域と密着した取り組みを行っているわけですが、そこに対しての応援するための負担金でありまして、コーディネーターを雇用しまして、高校の魅力作りといったものを高校と連携した中で取り組んでいるということでもあります。当然、全国公募で来られた生徒さんの住むところの補助も、この協議会から予算を支出しているということでもあります。

超過勤務手当についてであります。議員のおっしゃられるように、役場につきましては8時30分から17時15分までが業務時間です。基本的には17時15分で業務を終えるように計画的に業務することが一番大事なことやと思います。今言われたように働き方改革、ワーク・ライフ・バランスを考えたら。私も人事評価で職員と面談するときには常にそれを言っております。ただやっぱり、それが理想なんですけど、なかなかそうもいかないところもあります。

平成17年に町が合併してから、今、手元にきちっとした資料がないんですけど、約60人ぐらい職員が減っております。業務については決して減っておりません。むしろ増えてきております。その関係と。

あと、他力的業務というのがあります。自分らではどうもこうもできない業務、例えばさっき言われました災害関係など台風のときであるとか、総務課でいいましたら選挙のときですね、限られた時間内に限られた業務をしなければならない、なおかつ休みを返上しなければならない部分もあって、超過勤務手当が上がってきます。

町では毎週水曜日をノー残業デーとして、この日については17時15分でおこうよという形では取り組んではいるんですけども、正直な話、それぞれ職員が抱えている業務の中でいったらなかなかそうもいかないというのが実際でございます。その中でも働き方改革、それからワーク・ライフ・バランスというのは大変大事なことでありますので、職員の体調にも関わってくることでございますので、できるだけその辺については、町全体で考えていきたいと考えます。

質◇ 81ページの企画課の情報管理費の帳票印刷封入業務等委託料というのは具体的にどのような作業をして、どこに委託しているのか教えてください。

71ページの防護柵及び反射鏡設置事業については、防護柵や反射鏡をつけてくれという要望があったときにでも、いろいろ調査しないと実際つけられるところかどうか判明しないと思うんですけども。つけられるかどうかという判定は、予算がついてからやるんでしょうか。その辺はどうなっているのか教えてください。

答◇ 81ページの委託料の帳票印刷封入業務委託料についてでありますけども、これにつきましては税の納付書であったり通知書の封入、あるいは印刷ということで、これは紀陽情報システムに業務委託しているということでもあります。

防護柵に係るカーブミラーでございます。要望をいただきまして、その要望者、区長が中心となるんですが、現地を確認して、用地とか調整が必要となった場合、調整していくと。予算の面とそういった土地の設置場所の両面を調整しながら、要望書の調書として作成しているところです。

質◇ 要望を挙げたときに、20何件ぐらい前のやつが残っているということで、これが終わらないとできませんというような話だったんですけども。その中でできないもの、お金がなくてできないものか、お金があってもできないものかという区別をして、新たに要望があったものができるものであれば、お金があればどんどんやっていくというような業務内容でよろしいですか。

答◇ 限られた予算でございますので、優先順位と危険度を検索しまして年度的に事業を行っていくといった考えでございます。

質◇ 69ページの乗り合いタクシーについてです。里川地区の乗り合いタクシー174万7,000円。距離が長いので、運行費をこっだけあげてるんじゃないかなと思います。里川、須江、そして田原地区も対象になっている地域かなと思いますけども、田原地区は全然なかったんでしょうか。

71ページ、串本町ふるさとまちづくり応援寄附ですけども、この年はかなり減って規制が厳しくなってきた、町に対してのふるさと納税の寄附者が少ない、金額も少なくなってきたと思います。謝礼が2,577万円になっています。謝礼率がわかりましたら。かなり寄附額が少ないので謝礼率がかなり上がっておるんじゃないかなと思いますけど、今後の対策・対応についてお聞きしたいと思います。

そして串本町の公用車なんですけども、買い替えの更新、年数では12年、距離では15万キロとなっていますけども、私の車も20年で買い替えたわけなんです。その辺りが一番限界かなと思いますけども、限界車両が何台かあります。その今後の対応と、車検費ですね、割と計上されている数字が少ないんですけども、車の管理についての経費のあり方を教えていただきたいと思います。

答◇ 69ページの里川地区乗り合いタクシー、また須江地区乗り合いタクシーの運行委託料についてでありますけども、詳細につきましては皆さんにお渡ししている企画課資料の3ページに月ごとの実績等をつけさせていただいております。里川地区でありますと年間で利用が22件ということで、月平均が1.8。須江地区はデマンド型でありますけども、利用者は年間38件ということで、両方合わせまして利用者は60件ということで。資料をつけておりますので、こちらのほうを参照していただければと思います。

次に71ページの、ふるさとまちづくり応援寄附金についてでありますけど、企画課資料の1ページにその実績を上げさせていただいております。

令和元年度につきましては、寄附金額が4,838万7,000円でありまし

た。その前の年、あるいは2年前はかなり高額な寄附をいただいていたわけでありすけども、そのときにつきましては返礼率が5割であったのが、総務省の新たな指針の中で返礼率は3割というふうに決められております。そして当然、送料等もろもろの経費、委託料といった経費を合わせて5割以内におさめなさいという一つの決まりがありますので、串本町としましては総務省の指針に沿った形で、今現在運用を行っているということでもあります。

公用車についてでございます。最後のほうになるんですけど、決算委員会資料の23ページ、24ページへ公用車の一覧をつけております。

委員が今おっしゃられましたように、更新の目安につきましては、年数については12年、それから距離については15万キロというのを目安としております。ただ一概に、それ以外の場合があります。仮に15万キロ以上走っていたとしても、車検等で特に問題もなく、あるいはそんなに老朽化してない場合については、そのまま買い替えずに利用する場合もあります。例えば、前にプリウスが1台あったんですけど、それについては30万キロぐらいまで走っていました。

公用車の考え方なんですけど、老朽化してきて15万キロになったから、すべてを買い替えていくか、廃車にするときに買い替えるかというたらそうでもなしに、全体的なバランスを考えながら減らしてもいけるんじゃないかなという場合については、減らすようにもしております。

今度、新庁舎ができて、本庁舎・分庁舎が1つになりますので、公用車については今より減らす計画を持っております。

車検の関係ですけど、車検につきましては入札を行っております。車検する車を業者さんに通知しまして展示しまして、業者さんに見ていただいた上で入札という形をとっております。

質◇ 61ページの安全運転管理者申請手数料が毎年上がっているんやけど、今、職員で何人ぐらいの方が運転管理者になっているのか。

63ページの防犯灯設置、防犯灯電気補助金なんですけど、これは平成30年度に大方180万円ぐらいの補助金を出したあるんだけど、街灯の電気代がそんなに変わってないんやね。これはなぜかな。LEDに変えていったら電気代が安くなってくると違うんかなと思うんやけど。

温泉管理費の工事請負費の温泉制御盤更新工事というのは、どういうことかな。更新というのはどういうことか、教えていただきたい。

75ページの防災対策費。前は感震ブレーカーの購入補助金が出たんやけど、今年は計上されていないのはなぜか。

答◇ 61ページの安全運転管理者についてです。安全運転管理者については、本庁舎で1名、分庁舎のほうで1名という形をとっております。安全運転管理者は。毎年講習を受けるようにしております。今年については、コロナの関係で講習がなくなったんですけど。本庁舎のほうは原則、総務課長の私がしております。分庁舎については議会事務局長にお願いしております。

質◇ あんまり変わってない。前のとき取り替えるとかで180万円ぐらい使うてしてあるんやけど、LEDに替えて。

答◇ 申請があったときにはLEDに替えるのであれば、まず申し込みのときに、いわゆるワット数等を調べて、中には30ワットぐらい使いやっつやつを15ワットでいけるようにしたら安くなりますよという話はさせてもらっています。

電気代が変わってないというのはなぜかということなんですけど、基本的に防犯灯というのは、あるところのやつを廃止という形にはならず、さらに区としてほかにも必要やなと増えてくる場合が多いと思うんです。そういう関係があるんじゃないかと考えます。基本的にはLEDに切り替えていっている区が多いです。LEDに切り替える場合については、町からも指導というのは大げさですけど、そういうことについては言うようにしております。

感震ブレーカーは、令和元年度は申請がありませんでした。

73ページの温泉管理費の温泉制御盤更新工事でありますけども、これにつきましてはサンゴの湯やホテルアンドリゾーツ和歌山串本のほうに送水している原泉の施設のことでありまして、そちらの施設の制御盤が故障したということで、その分を更新したというものであります。この温泉施設の経費につきましては、その他の目的基金の中で温泉開発事業基金といったものを充当しながら修繕、更新等を行っているものであります。

質◇ 里川の乗り合いタクシーが20何件で170何万円かかっているという話でしたけども。これもデマンドにしたほうが良いと思うんですけども。

答◇ 69ページの里川地区の乗り合いタクシー運行委託料でありますけども。もともと熊野交通で路線がありました。そちらが廃止になったということで、須江地区のような、もともと路線がなかったところはデマンドという形にはしているわけなんですけども、里川につきましては、デマンド方式というのはそぐわないと考えておるところであります。

質◇ 現実として元からあったかどうかということよりか、現実として年に二十何人しか乗ってないわけですよ、それに170万円もかけてくというのは、おかしくないですか。1人1回乗ったら8万円の経費がかかっていることなんで、やっぱり現状に合わせて修正していくべきじゃないでしょうか。

副町長答◇ 里川につきましては、バス会社が廃止したということではないんです。経費がかかりすぎるということで、町のほうで乗り合いタクシーに変えることによって経費を節減できるということで、路線の廃止を要請してきました。そういう経過があります。

須江地区のバスが走っていなかったところでも要望が多くありましたので、こ

の部分はデマンドタクシーで対応させていただいておりますが、里川、比曾原の場合はそういう形ではなしに、路線バスを廃止さすという条件の中で乗り合いタクシーを運行さすということを地域の中に申し入れて了解して運行させていただいている状況でありますから、その部分は経費がいるからということで廃止にはならない。これは地域との約束でありますから、そういう形で継続していきたいと考えております。

質◇ よく分からないんですけども、路線バスが自分とこの営業としてやってたわけですね。それを何で町がやめさせるんですか。町から補助金か何か出ていたんですか。それであれば税金を使ってやっているわけですから、町が営業しているのを無理やりやめさせたわけじゃなくて税金を使っているんやから、町もいろいろ言う権利がありますよね。今の現状であれば、いくらなんでも里川と約束といったけども、里川の方はデマンドにしたら困ると言っているんですか、この状態で。

副町長答◇ 以前は三尾川・和深線というバス路線があったわけですね。その分の負担が非常に大きいと。今でも乗り合いタクシーを利用する方は少ないわけですから、当然バス路線を走らせてでも赤字が大きいということから、町としては経費を節減さすために乗り合いタクシーに切り替えてきたということなんです。

この切り替えにあたっては、地域の皆さんに路線バスを廃止する代わりに乗り合いタクシーを走行させますから、そのことで町としては経費を節減していきたいので了解をお願いしますということの要請をしまして、地域の了解をいただいて今に至っておるわけですね。ですから、言っておられる内容と若干違うと、私たちは思っておりますので、その点は理解いただきたいと思います。

質◇ 何で企業がやっておる路線を、町が口を出すんですか。そこが分からない。説明してください。どういうことですか。企業がやっていたんですね。それを町が、経費がかかるからといってやめさせて乗り合いタクシーに変えたということですね。そこが、何で町が絡んでいくんでしょうか。

答◇ もともと、この地域につきましては熊野交通が路線バスを走らせておりました。自家用車等の普及によってバスの利用が減ってくる中で、やはり赤字が増えてきたわけなんです。ただ、地域の人たちの貴重な交通手段の確保ということで、赤字分を町のほうでずっと補填しながら、熊野交通に運行してもらっていたんです。その赤字額がだんだん膨らんできて、要は町が負担しなくちゃいけない部分がだんだん増えてきたんで、それよりも乗り合いタクシーを運行させたほうが町の負担が少ないということで、乗り合いタクシーに切り替えたということなんです。それでご理解いただけますか。

質◇ 町がお金を出してそれを助けて運営してたわけですから、今の年間20何件し

か乗っていないところに、こっだけお金をかけるというのは不合理なんで、町としても里川の人に説明できると思うんですよ。こっだけになってきて、こっだけかかっているから乗り合いタクシーにしてくれということは言えるはずですよ。そこを検討してみてください。

副町長答◇ 検討してみてくださいよということは、議員の立場でおっしゃっているんでしょうけど、私たちは路線バスを廃止するという条件の中で乗り合いタクシーに変えてきたわけです。ですから、その部分を、私たちの経済的な考え方だけでデマンドタクシーに切り替えるということについては、若干横暴ではないかとも思うんです。

地域の皆さんの、この路線があったという部分を我々は保障していかなければならないという考え方で、これでも路線バスを走らすよりも、相当経費を節減してきたんです。町内には今、コミュニティバスも全て町が運行してやっておりますが、これとて、熊野交通に対する補助金が相当大的な額になってきたので、それではもう地域の皆さんが利用しやすい料金体系のコミュニティバスを運行するほうがいいんじゃないかという考え方で切り替えてきているんです。全体として経費の節減を目指して、こういう切り替えをやっておりますので、この点についてのご理解をいただきたいと。

これを町の一方的な考え方だけで廃止するとか切り替えていくとかいう形になれば、この地域に住む皆さんの意見を無視することになりはしないかという考え方にありますから、私たちは地域からの要望がある限りは、この乗り合いタクシーを継続していきたいと考えております。

質◇ それでは里川の方は、デマンドのタクシーじゃなくて、乗り合いタクシーじゃないと駄目と言っているということですね。そこは確かめたんですね。確かめてないんやったら、里川の人だってデマンドのほうがいいんじゃないんですか。

デマンドといえば電話か何かをかけたら来てくれるというわけですよ。時間も自分の都合のよいときになるわけですよ。それやったら、里川の人に聞いてみたらいいじゃないですか。里川の人でもそっちのほうがいいと思いますよ、私は。何で乗り合いタクシーにこだわるんですか。町としても絶対そっちのほうがいいわけですから、まずはとにかく話し合いをしてみたらどうでしょうか。

副町長答◇ もう意見のやりとりの違いというんですか、考え方の違いだけになるかどうかと思うんです。

私たちは、路線バスを廃止する代わりに乗り合いタクシーを走らせますと。乗り合いタクシーを走らせることによって、今、熊野交通に支払っている補助金が減額できるから、こういった乗り合いタクシーに切り替えたいということの要請をして了解をいただいたんです。ですから、その点についてはこのまま、町から言った以上は約束は履行してまいりたいと考えているところなんです。

以上で、2款「総務費」の審査を終了いたしました。

3 款「民生費」の審査については、特段の質疑もなく審査を終了いたしました。

続いて、4 款「民生費」の審査について、報告いたします。

質◇ 十数年前から広域のごみの埋め立ての取り組みをしていますけども。串本町は去年と比べて今年のごみの埋め立てが減っているわけなんですけども、現在の埋め立てごみの処理の仕方、そして今後の埋め立てごみの推移というんですかね、今回減っていますけども、その結果などがわかりましたら教えていただきたいと思えます。

答◇ 埋め立てごみの処分についてお答えします。現在、埋め立てごみにつきましては、紀南広域、田辺のほうはまだ完成してないことから、大栄環境株式会社をお願いして三重県伊賀市のほうに埋め立て処分を行っております。

質◇ 147 ページの委託料で不明水の調査委託料とあるんですけども、この不明水とはどういうことか。

答◇ 上野山地区汚水処理事業のところで不明水調査委託料 199 万 9,800 円、これについては、上野山処理場に雨水が入るということで、どこかの配管が割れてあるということ、そこから雨水がかなり入ってくるということ、カメラで雨水調査を行ったというものでございます。

以上で、4 款「民生費」の審査を終了いたしました。

続いて 5 款「農林水産業費」及び 6 款「商工費」、10 款「災害復旧費（農林水産業施設災害復旧費）」の審査について報告いたします。

質◇ 151 ページ、有害鳥獣捕獲補助金と猟友会の補助金の払い方、中身を教えてください。

その下の移住交流促進事業経費の中身も教えてください。

155 ページ、紀州材利用定住促進住宅等建設費補助金は紀州材を使って家を建てれば補助金が出ますよという認識でいいのかお答えください。

その下の林業担い手社会保障制度等充実対策事業の内容も教えてください。

157 ページ、磯根漁場再生業務委託料と 159 ページの磯根漁場再生事業補助金。この事業は 12～13 年続いていると思うんですけども、その成果を教えてください。

続きまして、161ページ、串本マグロ料理推進協議会50万円ですけれども、どういったことをしているのか教えてください。

163ページ、古座駅乗車券類販売委託料。これは古座駅で切符を売っている方に委託している。無人とって思っていましたけれども、乗車券を売っている方がいらっしゃるという認識でいいのか、お答え下さい。

165ページ、串本町古民家活用協議会は、今、古民家が朝食ランキングで全国3位になるとか。近々もう1軒造るという話を聞いているんですけれども、なぜ2万円という小額になっているのかお答えください。

167ページ、教育旅行受入事業資金貸付金。ご説明をしていただいたんですけども、もう一度説明していただいてもよろしいでしょうか。

答◇ 有害鳥獣から農作物の被害を抑制するために、猟友会に対して報奨金を支払っております。内訳につきましては、資料3ページをお願いします。

鳥獣類に対しまして、おのおの報奨費が決まっております。令和元年度につきましては、サル・イノシシ、シカ、アライグマ等々有害捕獲634頭に対しまして、789万6,000円の報奨金を支払いしております。

続きまして、串本町移住交流推進協議会への30万円の分になります。これにつきましては、移住相談に対する対応ですとか、町の情報発信やPRを行ってやるということで、協議会に構成員がありまして、紀南農協であるとか、みくまの農協、和歌山東漁協、定住者、和歌山県と串本町で組織している協議会がございます。その活動費に充てる30万円となっております。

紀州材利用定住促進住宅等建設費補助金でございます。紀州材を利用して家を建てていただいた方に対して、平米幾らという補助を出す格好になってございます。

磯根漁場再生事業につきましては、近年の海洋環境の変化や磯焼けの現象によりまして、磯根藻場の回復に努めるということでございます。

今、3つの事業がございます。和深地区においての藻場造成事業。テングサの移植なんですけれども、そしてあとはトコブシを食害するヤツデヒトデの駆除を行って、それに併せて追跡調査を行っております。

もう一つは漁協が主体となった事業で、漁協の各支所におきまして同じように藻場造成を行っている事業でございます。

もう一つは姫地区におきまして姫ヒジキの増産に向けた磯清掃を行っている事業になります。

磯根事業については以上でございます。

林業担い手の155ページの補助金については、林業事業者が実施する社会保障制度の充実対策事業に対する補助金ということで、串本でいうたら森林組合ですけれども、体質的に弱いということで、社会保障の部分について体質強化を図っていきたいということで、その部分に対して補助金を町から出しているということでございます。

古座駅乗車券類販売委託料の部分につきましては432万円の支出をしている

んですけども、昔はおったんですけども、それがJRが撤退しますよという話の中で無人になっては困りますということで、町が委託をして人を置いていただくという部分でございます。これに対して、町は人件費等432万円の支出をしているんですけども、その販売手数料をJRから頂いてございます。

教育旅行受入事業資金貸付金の部分でございます。教育旅行でクーポンを利用される旅行会社がおられます。体験メニュー等もそれに伴うて支払いがどうしても遅くなると。町のほうで2,000万円から一旦先にその部分を体験業者へお支払いをして、後から精算して年度末には全額を返してもらうようにしてございます。

161ページ、串本マグロ料理推進協議会の補助金でございます。協議会につきましては、串本マグロの養殖マグロ、育成マグロの発信を目的に設立されたということでございまして、マグロしゃぶしゃぶ御膳を作り上げまして、PRしていきましようという会ですけども、令和元年度の実績としましては、しゃぶしゃぶ御膳以外にも串本古座高校と合同でマグロ春巻の開発に取り組みましたし、昨年の実績であれば、古座川クリーンアップ大作戦の際に試食アンケートを取ったと。続いて6月には道の駅で串本古座高校CGS部主催となったイベントに参加しまして、そちらのほうでも実践販売とアンケートを取りました。

翌年2月におきましては、ジオパークフェスタの際に実践販売を行いまして、好評でありましたということなんですけども、実際にこの串本マグロ料理推進協議会の存続自体がどうなのかという意見がございましたので、マグロしゃぶしゃぶ御膳が発表されてから6年が経過し、その間に多くの方々にご賞味いただいたということもありまして、串本町の育成マグロの知名度が十分に上がったということでございまして協議会も一定の成果が得られたということで、令和2年度をもちまして解散していく方向で今、検討しております。

古民家の部分です。串本町古民家活用協議会につきましては、協議会を立ち上げて、その参加団体というのが、紀陽銀行・一樹の蔭・南紀串本観光協会・役場・株式会社NOTEでございます。協議会の負担金で、皆持ち寄っての負担金となりますので2万円という金額になってございます。

質◇ 磯根漁場の件なんですけれども、やっていることはある程度は、お話聞いて理解はしたんですが。詳しくはないんですけども、漁場を造っているんですね。磯根漁場を。生やしたりするための補助金を出していると思うんですけども、10数年も経っていてどうなんでしょうか。ぎょうさんできているのかどうか、成果をもう一つ詳しく教えていただければと思います。

副町長答◇ 磯根漁場につきましては、他の委員からも成果が上がっていないのではないかというご指摘をいただいております。この内容につきまして、私たちも再三ご指摘をいただく中で県とも協議をさせていただきました。県と協議をする中で、議会からこういう指摘をいただいていると。海水温が上がってくる中では藻場の造成というのは、当初計画した以上の効果が出ていないのではないかという危惧

をしているんですと。

その中で今後どうするかについては、町としては効果が現れないのであれば、この事業は見直していきたいという申し入れをしてきました。そうする中で、県は、藻場造成というのは、磯がれ現象、枯渇化の中では大事な事業ですから、3年間で様子を見てみましょうということで、去年から今年、それから来年を含めて3年間の実績を見た上で、今後事業をどうするかという判断をしませんかという県の指導になっております。

私たちは運動団体に対しましても、このことの申し入れはさせていただいております。3年の計画で実施しますから来年度も実施しますが、効果が現れないということであれば、事業の見直しを視野に入れていきますということを今年も伝えております。

そういうことで3年の計画で進めておりますので、一応、事業の進捗状況あるいは効果等を見計らった上で、今後どうするのかということの判断をしていきたいと。効果が現れないのであれば事業の中止も考えていくという方向で、町では意思統一を図っているところでございます。

質◇ 今の話に関連してなんですけど、効果は、去年・今年・来年の3か年で見るということやったんですけど、それじゃ、去年の効果はどうなっているんでしょうか。

167ページの樫野埼灯台旧官舎管理経費に、臨時職員の賃金172万400円が入っているんですけども、ここは臨時職員を張りつけて管理しなければならないんでしょうか。

答◇ 磯根事業の効果ですけども、追跡調査の報告でございましたら、トコブシの出現状況については、当該海域内での再生産が見られますということで、テングサ等については、出現量は少ないですよという報告がございました。

実際この事業に関しては、県の審査であったり補助要件が厳しくなっております。効果を検証するに当たっては、事前調査等をしまして、コドラート法、四角の方形枠を置いたところでトコブシやヤツデの分布状況、テングサの生育状況を調査しております。それで併せて追跡調査を行っているというところでございまして、指標としているのはトコブシの漁獲量をもって報告するとなっております。実際に和歌山東漁協から和深地区におけるトコブシの水揚げ量、令和元年度実績については70キロということでございまして、その部分を総評して評価することになっております。

樫野埼灯台旧官舎の部分でございまして、ここにつきましては、現在、1名の臨時職員をお願いしてございます。1名で水曜日と木曜日を休んでいただいて、そのほかは開けているという状況で、令和元年度で、年間で7,300人程度の方が入ってきておりますので、やっぱり1人張りつけておくほうがいいかなと思っております。

質◇ 157ページ、林道橋点検診断業務委託料があるんやけど、場所はどこで、何か所か。まだこれからもやるところがあるのか。林道橋、林道の橋。

159ページの水産業強化支援事業、築磯・投石工事があるんやけど、場所はどこで、漁業組合の要望があってやるのか。

165ページの観光推進事業の地域おこし協力隊と地域おこし協力隊活動費補助金が大幅に減額されたあるんやけど、大幅に減額された原因を教えてください。

167ページの観光地等トイレ管理経費で防犯カメラ設置手数料というのがあるんやけど、これはどこのトイレにつけてあるんですか。これからも観光地トイレに防犯カメラをつけていく計画があるのかどうか。

答◇ 林道橋点検診断業務委託料について、これは林野庁において、長寿命化計画が示されまして、林道橋の長寿命化を図る目的で、串本町内にあります4メートル以上の橋梁31橋を点検しております。

どういう名称があるのかというところまでは資料が手元にありませんので詳細は分からないんですが、31橋の橋梁点検をいたしまして、近接目視で主桁であるとか下部工であるとか床版の劣化状況を目視点検で行っております。今後につきましては、原則5年ごとに損傷度を点検していくことになっております。

築磯の漁場整備でございますけども、令和元年度につきましては、田並地区と橋杭地区で実施しております。令和元年度から5年間の計画で町内14か所を整備する予定でございます。

急速充電器の設置場所ですけども、町で管理している部分につきましては、道の駅くしもと橋杭岩と水門まつりの2か所になります。

地域おこし協力隊の部分でございます。地域おこし協力隊につきましては昨年の6月で退職されたということで、4月、5月、6月の3か月分しか支払いをしていないということでございます。ですから前年度と比べれば大幅な減額となっております。

質◇ 投石の場所を教えてください。これは、漁業組合から要望があったのか。

答◇ 投石の場所については、和歌山東漁協からの要望がありまして、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画で、14か所で行うことになっております。

令和元年度につきましては橋杭地区と田並地区、令和2年度については潮岬、檜野、田原地区、令和3年度につきましては有田、大島、西向地区、令和4年度につきましては古座地区、串本地区、須江地区、最終の令和5年度につきましては津荷地区、和深地区、出雲地区で計画されております。

トイレの防犯カメラの部分でございます。和深のJRの公衆トイレなんですけども、トイレトペーパーの盗難が相次いだもんで、急遽設置したということでございます。

公衆便所というか、防犯カメラの考え方なんですけども、今年度は道の駅へつ

けるように段取りをしているんですけども、産業課としたら防犯の部分については町全体の話になってきますので、そこまではよう考えてないんですけども、やはり観光地の駐車場的な部分で何かあった場合、道の駅辺りに防犯カメラは必要かなと思ってございます。それ以外は特に考えてはないです。

質◇ 149ページの農業振興経費1,848万8,471円。例年と比べたらかなり大きな減額になっていきますけども、これの大きな要因を教えてくださいと思います。

157ページの放流用の稚貝稚魚代は地元負担が3分の1だと思いますけども、町から3分の2の補助をしています。地元の漁協に対して捕獲の指導なり町からの指導、例えば大きく育ててからとってくださいとか、そういう漁獲の指導などを十分にされておるのかお聞きしたいと思います。

159ページ、水産業強化支援事業。これはすごくいい話かなと。ほかの県の実績も聞きましたら、効果があると。これは多分、投石することによって稚魚などを育てて、大きな魚を寄せ集めて、水産業の健全化を図るという目的かなと思いますけれども、5年間で地区ごとに、今回は1,600万円ですけども、これだけの予算で十分に小出ししながら予算を組んでいますけども、その効果をどのように考えておるのか、そして追跡調査を町が十分に計画されておるのかお聞きしたいと思います。

答◇ 農業振興経費の前年度比の金額の少なくなった要因なんですけれども、農村地域防災減災事業負担金と言いまして、平成28年度から東谷池の改修工事を県営にて行っていただいております。平成30年度は事業費に対する10%の負担金を支払うことになっているんですけども、平成30年度が829万円、令和元年度が177万円と金額の差が出ておりますので、そういったところの減額が要因となっているのかなと。

放流の規制効果等ということではよろしかったですか。放流の規制等につきましては、町で定めている、漁協で定めているというものが無いものですから、一応、県の漁業調整規則というところで、漁期であるとか体長制限が定められておるところです。町から漁協に対しての捕獲サイズ等の規制については、申し入れ等は行っておりません。まず1点、権限がないところがあります。

放流した魚等については、標識放流を行っておりまして、クエでありましたら、通常自然栽培する際に鼻孔隔皮欠損ということで鼻のほうに変形が現れて、それに対してこちらの職員のほうでも腹びれの抜去ということで、片一方の腹びれを抜いて標識をつけて放流をします。それを追跡調査するということになります。ただ、追跡調査については町では行っておりませんで、水産試験場、県のほうで行っております。

調査地点につきましては、クエであれば串本の本所が調査地点に決定されております。そちらのほうでクエの放流については、水揚げ量に対して放流の魚が10%以上の効果があるということで、評価はかなり高いということでございます。

築磯につきましては、令和元年度から14か所で行っていくということなんですけども、その財源につきましては50%の国費があります。それと県の補助が5%。残りの45%につきましては、町費と受益者である漁業組合との折半ということになりますんで、22.5%が町費ということになります。

実際これから高齢化も進み、また遠洋漁業等も少なくなっておりまして、地先の資源を増やすには即効性がある事業だと、委員もおっしゃられたとおりで思いますが、イセエビは串本町は県内でも30%以上のシェアを占めると。和歌山県についても全国でもトップスリーに入るぐらいの水揚げ量となっておりますので、イセエビの漁獲量の増大は重要だと考えております。

補足なんですけども、小さな魚のサイズについて何回かご指摘を受けてございます。申し入れというような部分については、ようやくやってないんですけども、漁協へ出向いてお話をさせていただいたことがあるんですけども、なかなか改善というんですか。需要があればどうしても出してしまうということもおっしゃられていたんで、やはりそういった部分もあるのかなと考えてございます。

質◇ 県からの方針とかに定めていますと。町からの指導はなかなか権限がないという話で。課長から別の方法で説明がありましたけども。

県外研修に行ったときに、こういう研修をしてきたわけなんですけど、結構厳しく指導しているなど。ほて、漁協関係のほうも、地元の方たちも強い意志で結束して、その効果をできるだけ出したいという気持ちがすごく表れておりました。それはやはり県なり町なり漁協の結束力がすごくあってこそその効果かなと思いますので、町もそれなりに補助をしていますので、強く指導するというよりも中へ入って、経営を強化するような方針を計画していただきたいと思います。もっとも町も口を出せるような環境づくりが必要だと思います。

そして投石の部分ですけども、結果が出るのは、なかなか時間がかかるかなと思います。けれど、10何か所で投石されて地元負担を出しながらもやろうという意気込みは素晴らしいことだと思いますので、ぜひともやっていただきたい。けども、いろんな形の中で分析、追跡調査もやりながら、ぜひとも結果を出していただきたいと思いますので、その件についてはいかがでしょうか。

答◇ 投石事業につきましては、投石年度から3年間の禁漁区の設定を行います。国の補助金の申請を上げる際にも漁獲量の向上と費用便益分析を行いまして、1%以上の上昇がないと無理ですというのがありますんで、その部分についても検討しながら申請を行っております。

3年間の禁漁区間の中で、2年目、3年目については試験操業を行って報告していくというのもありまして、実際に禁漁が解けた後に水揚げの実績も報告をしてということになりますんで、その辺についてもこれから検討していくことになります。

質◇ 林道橋点検診断業務、31橋で930万円ということで、高いような気がする

んですけども、これは全部で何人日ぐらにかかっているんでしょうか。

それと、今、ドローンを飛ばして点検するという方法もあると思うんですけども、これではやっているのか、それとも今後検討していくのかというところをお聞かせください。

それと先ほどの築磯事業なんですけども、目指している効果というのを具体的に教えてください。

答◇ 林道橋点検診断業務委託料が高いのではないかというご指摘です。予定価格、設計費の算出根拠なんですけれども、これは林野庁が策定しております林道点検業務積算資料に基づきまして予定価格を算出しております。なので、ちょっと今、実際日数がどれぐらにかかったかというのまでは資料が手持ちにはないんですけども、日数が何日かかったかというものではなくして、林野庁が出しております積算基準書に基づいて算出されておりますので、この価格につきましても串本町独自ではなくして、全国共通の単価になっておりますので、高いものではないのかなと考えております。

ドローンの活用ということなんですけれども、林道橋の点検につきましては、法律に基づきまして近接目視ということが言われております。ドローンでも近くまで寄れる可能性はあるんですけども、やはり事細かい劣化状況とかを確認するには、やはり自分の目で見るのが一番確かではないかということで、今のところは目視点検で業務を進めている状況でございます。

築磯の実績の関係なんですけども、実際に現在築磯を行うとなった場合に、その場所において築磯漁場での5か年の平均の水揚げ量を出します。そこに携わる方々の費用であったり経費の部分差し引いて、受益者一軒当たりこれぐらいであるということで、例えば2,000立米の投石を行った場合に、投石1立米当たりイセエビが何キロ増えますといった形で計算していきます。これは通常1か所当たり1,000万円という事業費で当初上げていくんですけども2,000万円を計算をした場合に、2,000万円を計算して、数年後にはこの2,000万円の部分が2,100万円になりますよと。そういった形で効果を出すということで計算しております。実績はそのように出していきます。

質◇ 林道橋点検ですけども、判断するのに何人日かというのは出してもらいたいです。基準にのっとってやっていると言っても、大体どんなもんかというものは、町独自の。これは、入札はしているんですか。町独自の試算でやってもいいと思うんです。そういうところも判断したいんで、何人日かかっているというのは出してください。

答◇ 入札はしています。日数の資料の提出についてでございますけれども、実際、業務に携わった工程表が業者から出てくることになります。それは参考までにといいことでお見せすることは可能だと思いますので、提出させていただきたいと思います。ただ、あくまでも、それは業者の工程でございますので、積算とはま

た別の話になってくると考えております。

以上で、5款「農林水産業費」及び6款「商工費」、10款「災害復旧費（農林水産業施設災害復旧費）」の審査を終了しました。

続いて、7款「土木費」及び、10款「災害復旧費（公共土木施設災害復旧費）」の審査について報告いたします。

質◇ 175ページの中段にあります、みんなの高速道路建設促進串本協議会はどういった活動をされているのか教えてください。

185ページの中段にあります、公営住宅等長寿命化計画は教育費にも出てくるんですけども、これは建物を長持ちさせるためにどうしたら最適かを計画することよろしいかを教えてください。

答◇ 175ページのみんなの高速道路建設促進串本協議会でございますが、串本町内の民間の方で設立した協議会でございます。主な活動に関しましては、現在行われています、すさみ串本道路、串本太地道路の早期完成を目指して国土交通省及び国会議員の先生方に要望活動を行っております。

185ページの中ほどにあります公営住宅等長寿命化計画更新業務委託料でございます。支出済額が577万5,000円。これにつきましては、国庫補助が2分の1ついております。概要についてですけど、これは平成23年11月に策定した串本町公営住宅等長寿命化計画、10年の計画があったんですけど、これの更新版になります。

平成23年から10年というたら、もう少し期間があるやないかと思われるんですけど、社会資本整備総合交付金、国庫補助が空いたんです。ちょうど余裕があったんで、ちょっと早かったんですけど、うちのほうから先に申請させていただきました。

内容につきましては、住宅の今後の建て替え、改善、修繕等の活用手法を定めて、より効率的に実施することにより良質なストックを効果的に、長期的に活用することを目的に策定するものです。計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間になります。

質◇ 177ページのサンゴ台中央線新設事業。サンゴ台中央線の工事の総額は幾らでしたでしょうか。それと今、高速道路の残土はどのように処理しているのでしょうか。というのは、町長が説明していた話によると、病院裏か何かの残土処分場へ残土を持っていくために、サンゴ台中央線が必要だと言っていたんです。下の道を通ると住民に迷惑がかかるから、サンゴ台中央線が必要だという話だったんですけども、今はどのようにされているのでしょうか。

183ページの下水道事業特別会計繰出金については、基準外の繰入れという

のはどれぐらいあるんでしょうか。

185ページの西向団地外壁改善工事。改修工事と改善工事とは何が違うんでしょうか。

答◇ 西向団地の改善と改修はどう違うかというお話ですけども、具体的には特に変わりはありません。言葉を使い分けただけです。

サンゴ台中央線の町分の総事業費でございますが、8億8,434万775円となっております。現在、高速道路事業としての工事進捗の加減なんですけども、残土は工事間流用が行われまして、こちらの処分場には今のところ入ってきてないという状況でございます。来年4月から工事用道路のみを通らすということで、サンゴ台中央線を活用する予定となっております。

下水道事業の補填金の部分ですが、繰出金1,728万2,000円のうち832万4,900円は、赤字補填分となっております。

質◇ 町長は、サンゴ台中央線がなぜ必要かというときに、高速道路の残土が出て、それを積んだトラックが町中を走るの忍びないということで、ぜひとも必要だということで造ることになったと思うんですが、今聞いたら、残土ではなくて工事用道路として使うという話に変わっています。こんだけのお金をかけているのに、当初の目的を全然果たしていないんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなっているんでしょうか。

答◇ 工事用道路というのは、すなわち残土を運ぶ車道という認識でございます。ですから、残土を積んだ車がサンゴ台中央線を走るといったことで認識のほうをお願いしたいと思います。

質◇ 有田残土処分場へはまだ運ばないで、サンゴ台中央線を通して駅裏に残土を捨てるといふことでよろしいですか。

答◇ サンゴ台の残土処分場はもう限界がございます。限界までは当然サンゴ台中央線を通して残土を運び入れることとなります。残土がいっぱいになって、残土処分場ということになっても間に合わなくなりますので、そのために有田残土処分場を整備したということでございます。

質◇ 173ページの有田残土処分場整備工事について、進入道路及び調整池の進捗率と工期はいつになったのか教えてください。

177ページ、サンゴ台中央線の新設工事について、これも進捗率と工期について教えていただきたいと思います。サンゴ台は、うまいこといきやるのかな。

177ページのトラックスケール移設工事があるんですけど、これはどこにあって、どこに移設するのか。すごく金額が高いんですけど、こんなもんこれぐらいかかるのかな。

183ページの駅前広場駐輪場使用料について、これは、主に高校生が使われると思うんですけど、朝の通学時には、センターの職員が行って、いつも整理整頓されていると思うんですけど、ここはやっぱり町のほうから高校へ、自分らでちゃんとするようにというようなことを言うておいてほしいなと思います。

総合運動公園管理費で、施設管理費の中にトイレ清掃とか草刈り及び植栽とあるんですけど、これは施設管理費の委託料の中に一緒に組み込むことができやんのかな。

答◇ 有田の処分場の関係ですが、工事中道路等は現在もう進めておりまして、3月末で完成ということで、4月から受入れるような状況で進めております。

サンゴ台中央線につきましても、現在工事中道路として一部使えるような状況も国土交通省のほうではできておりますので、間もなく向こうのほうからの残土等を受入れるような状況で、現在舗装等している状況でございます。

サンゴ台のトラックスケールなんですけど、サンゴ台7号線の施工に当たりまして、公社のトラックスケールがちょうどその辺りにありますので、トラックスケールは費用的にもかかるもんなんですけど、それを移設ということで移設する費用。高速道路の事業もありますけど、手前にあったトラックスケールを奥のほうに移設しております。

駅前駐輪場の関係ですが、駅前の右側に駐輪場がありまして、台数がかかなり増えてきたりもしますので、建設課のほうで年に1回、2回、その整理をしながら、年度をまたぐと学校とかに問い合わせしながら、自転車等の増えてきたことに対しての処理をしながら進めている状況でございます。

トイレの清掃業務委託料、運動公園の清掃委託業務なんですけども、現在は週2回、2か所のトイレを行っていただいております。

草刈り、植栽管理につきましても、特定外来生物のオオキンケイギクというのがかなり繁殖してしまっていて、年3回運動公園の中と周辺を清掃しているところがございます。それと指定管理している業者の中に一緒にということなんですけども、職員2名で携わっておりますので、今の業務の内容では、令和元年度の中では一緒にすることは難しかったということなんですけども、令和2年度からは指定管理業者のほうで一括でしていただいているところがございます。

質◇ 有田処分場が3月というのは、きっちり間に合うんですか。

答◇ 契約上3月末となっておりますので、3月に必ず間に合うように指導なりしていきたくて考えております。間に合わせます。

質◇ 先ほどのサンゴ台中央線の説明なんですけども、町長が言っていたのは、高速道路の残土を、町中を通して病院裏に捨ててに行くと。町中を通るのは住民の迷惑になるからサンゴ台中央線を通るということで、サンゴ台中央線が必要だという説明をみんなにしていました。住民にも。ですから、そのときはサンゴ台中央線

がなかったら、駅裏の残土処分場は当然ないわけですよ。だから病院裏へ持っていく残土のトラックを町中を走らせないためにサンゴ台中央線が要るんだという話だったのに、話が変わっている。当初説明した内容とは全然違う話になっている。だから、サンゴ台中央線がなかったら今の残土処分場もないわけです。分かりますかね、言っていること。

町長が最初言っていたのは、病院裏へ残土を持っていくためにサンゴ台中央線が必要だと言っていたんです。でも今は病院裏へ持って行ってないですね。今、サンゴ台中央線を造ったから残土処分場ができてきたと。だから、そこへ今、残土を持っていくというのは、最初住民に説明していた内容とは全然違う話になっているんです。サンゴ台中央線ができたから残土処分場ができたんです。分かりますか。あべこべになっているんです。サンゴ台中央線がないときは病院裏へ持っていくという話。今、サンゴ台中央線ができたから、そこに残土処分場ができて、今度はそこへ持っていくという話なんです。分かりますかね。

副町長答◇ サンゴ台中央線の効用は、もちろん工事用道路として活用していくということもありますし、それから高速道路が完成したときには、サンゴ台中央線を通して進入して、それから大阪方面から来た車がサンゴ台中央線を通して、町中を通らないように分岐していくという大きな考え方でもって、国へ陳情してきたというのが今までの経過です。

今、工事のほうで残土が入っていないという状況ですが、サンゴ台の中では山を取り崩しておりますが、その部分は自分ところに直接運んでいるという状況です。ですから今残っているサンゴ台のインターの周辺の山を取り崩しておりますが、その部分は、こちらに持ってくるのは今、少ないというようになっておりますが、サンゴ台の残土処分場にはまだ国土交通省から10万立米の土を確保したいということで要請を受けておりますから、当然サンゴ台中央線が完成した暁にはその道を通して、残土の持込みをされるだろうと私たちは認識しております。

ですから、委員が極端なものの言い方をされておりますので、13万立米ほどの残土処分場のまだ余力がある。国土交通省からは10万立米分は確保してほしいという要請を受けて、今後10万立米の残土を受入れるという状況にあるということです。

それともう一つ、サンゴ台中央線の効果というのは、この道を通してインターチェンジのほうへ入ってくるという方法、あるいはインターチェンジから降りて来た車がこの道を通して和深方面あるいは潮岬方面に進入していく方法があると。

今の高架道路を通していく部分については、橋杭へ行ったりとか串本へ行く部分と分散することによって、町の交通混雑が解消されるだろうという大きな目的をもってサンゴ台中央線を国のほうへ陳情してきておりますから、委員が申されているように、我々がうそを言ってこの道路の陳情をしてきたということではないとご理解いただきたいと思えます。

質◇ 何で私がこういうことを言うかというと、町長が前の選挙前に住民集会みたい

なのを開いて盛んに言っていたんです。私がさっき言ったような、下を通らしたらあれやと。住民からもサンゴ台中央線は最初言っていたことと全然違うじゃないかという声が出ているんです。ですから、その辺はきっちり説明したほうが。住民からもそのような声が出ているので、それだけ言っておきます。

質◇ 185ページ、町営住宅解体工事です。高速道路の関係で解体工事をしなければいけないということでございますけども。住宅は何十軒とありますけども、そのうちの何軒を壊して解体するのか、できれば面積が分かれば教えていただきたいと思えます。そして入居者の対応がスムーズに行われたのかもお聞きしたいと思えます。

答◇ 先ほども説明したんですけれど、有田大山団地、高速道路に関して解体した戸数は5戸です。入居者の方につきましては、当初、国土交通省からこの申し出があったときに、新たに住宅を建つことも検討しましたが、既存の住宅で対応できまして、スムーズにすることができました。

住宅のそれぞれの面積については、木造平屋で55.56平米。同じ大きさの住宅が5戸です。用地につきましては302.74平米です。

以上、7款「土木費」及び、10款「災害復旧費（公共土木施設災害復旧費）」の審査を終了いたしました。

続いて、8款「消防費」の審査について、報告いたします。

質◇ 187ページにドローン賠償責任保険料があるんやけど、ドローンは何機ぐらい利用しやるのか。

187ページと189ページ、191ページの予防技術者検定受検料があるんやけど、これは3つとも値段が違うんやけど、どういうことかな。

予防とって、これは何の予防になるのか。

答◇ ドローンについてのご質問でございます。

一昨年に串本ライオンズクラブから創立記念として串本消防に寄贈していただいたドローンがございます。これを受けて串本消防では和歌山県内初となるドローン隊を発足させて現在運用しております。その賠償責任保険料、対人・対物等に係る保険料を今回のせさせてもらっております。

ドローンは、現在は1機ですが、今後、整備設備に関しては、1機だけだとドローン隊の運用にはやはり支障が出る。現場で即応すべきドローンが要るのではないかということで、プラスもう1機の導入を見込んでおります。

予防技術検定につきましては、現在、串本消防には警防課・予防課・総務課がございます。そのうちの予防課は、消防の中でも本当に特殊な予防行政という、

消防の中でも行政部局であります。これは監督署として建物の設備や人員の制限を事前にかける予防であり、その中で本当に特殊な技能・知識が求められるところでもあります。

その中で数年前から予防技術検定というのができました。これは予防の中で3項目にわたる予防技術検定がありまして、これをうちの職員が公費または私費で受け、今もかなり数が増えていますけど、今後も職員を増やしていく内容でございます。金額の違うのは、串本署から3名分、古座署から2名分、七川分駐所から1名分の金額ということで、それぞれ金額が違うということでございます。

質◇ 消防の仕事というのは、大変激務な仕事でございます。体力とか健康に留意しなければいけないということで、毎年、多分強制的に健康診断を受けているかと思えますけれども、必ず2、3人受けられていない方がおられます。その原因が分かりましたら。

そして、その指導なんかもしておられるのか、お聞きしたいと思います。

答◇ 消防という特殊業務の中、職員が皆健康診断を受けているかという、ご質問でございます。まさにおっしゃるとおり、消防は体が資本でございます。その中で健康診断は必須の科目で、必ず全員受けるようにとして、全員が受けております。

その中で2名ぐらい足りないという内容があるんですけど、実は消防職員は消防学校に年間教育としていろんな科目に入校しています。入校科目の中には事前に健康診断を受けてきてくださいと消防学校から求められる体力的にもきつい科目等がございます。そこで受けた分で、そこは消防学校の入校経費の分でいろいろ支払ったりもしますんで、後の分でちょっと人数が少ないということがあろうかと思えます。

質◇ こちらの資料のほうなんですけども、(2)動力消防ポンプのところ、基準台数が足りてないところ、例えば須江とか檜野は、消防ポンプがゼロになってしまってますけども、ゼロは、その下の小型動力ポンプで賄えると考えてよろしいんでしょうか。

答◇ 動力ポンプの中の消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの車両の数字が入っていないというご質問でございます。実際今、消防団は機構改革の真っただ中で、いろんな見直しを図っております。その中で少しでも経費の削減とか、その地域の実情に応じた、また火災出動件数に応じた配備を今、行っているところでございます。

例えば大きな消防車が2台あるところ、そこを軽自動車に替えたり普通の消防ポンプの積載車を軽に替えたりはしております。その中で消防ポンプ自動車は、軽が入らないんで、その下の小型動力ポンプに当てはまるということで、そちらの方を手厚くして、その辺をカバーしております。

以上で、8款「消防費」の審査を終了いたしました。

続いて、9款「教育費」の審査について報告いたします。

質◇ 203ページの間面にありますPCB使用安定器調査委託料。PCBとは何かを教えてください。

205ページ、みくまの支援学校教育後援会と南紀・はまゆう支援学校教育後援会の金額は、会費と考えてよろしいでしょうか、お答えください。

209ページの間面にあります電算機賃借料と教育用電算機賃借料。電算機とはパソコンのことでよろしいのでしょうか。それとも教育用のパソコンとなると、その違いについて教えてください。

231ページの下段にあります、社会を明るくする運動串本町推進委員会の活動内容を教えてください。

答◇ PCBについてですけど、今、コマーシャルでもやっていると思うんですけど、2023年3月までにPCB（ポリ塩化ビフェニル）という安定器を全部回収するのが法律で決まっております、電球の裏についているもので危ないということで全部調査をいたしました。その業務委託料です。

みくまの支援学校の後援会と南紀・はまゆう支援学校が、みくまの支援学校へ通っている人数に合わせて、文化祭とか体育祭の費用に充てる分担金になっております。

教育用電算機賃借料というのは、各教員に配っております校務用パソコンと全生徒、学級の約3分の1に当たるぐらいの国の政策により整備した教育用パソコンの賃借料でございます。

231ページの社会を明るくする運動串本町推進委員会の取組ですけど、串本町長をはじめ保護司会と警察、いろんな関係が集まった会で組織しております。会則につきまして、趣旨を簡単に説明させていただきます。社会を明るくする運動ということで、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための活動としております。

串本町の活動といたしましては、まずは委員会総会がありまして、その中で事業の取組を計画いたしまして、7月1日に啓発活動といたしまして、串本の駅前、オークワ周辺等でボールペン、ポケットティッシュ等を配って啓発に努めております。また、秋にもふれあいいきいきまつりがありまして、こちらの中でも啓発活動をしております。

あとは更生保護女性会の活動といたしまして、子どもの登下校の見守り等を行っています。

質◇ 資料4ページの学校別児童生徒数一覧表を見ましたら、西向小学校で各学年8

名前後でございますけれども、西向中学校は、今年も去年も1年生2名、2年生が1名となっております。これは、体育関係の生徒が古座中学校やどこかの中学校に行っているという理解をしたらいいんですか。

このままの状況でありましたら、串本町立である西向中学校の存続がますます厳しくなるんじゃないかと思えますけど、その件についての教育課の考え方、今後の取組をどのように考えているのか。

そして、西向地区から古座小学校へ通っている児童もおられるかと思えます。なぜかといいましたら、ランドセルを背負いながら、春になったら、あの長い橋を風を受けながら渡っているんです。そこまでして行かなければいけないのかな、何か行かなければいけない理由があるのかなと。縛りはないのかなと。決まりというのはあるんですか、その辺をお聞きしたいと思います。

225ページ。潮岬幼稚園からこども園になりましたよね。こども園になりましたら、ゼロ歳児とか1歳児とか2歳児の児童を受入れることになるんじゃないかな。特に潮岬は児童数が増えてきていますので、今の状況はいかがですか。

教育長答◇ 西向中学校の関係でございます。

非常に今、ほかの学校へ流れている。本来、西向中学校へ行くべき生徒が、ほかの中学校へ行くことがここ2年ぐらゐの間に非常に顕著に表れてきております。これについては我々も何とか西向中学校へ来ていただきたいということで、西向中学校をもっと魅力のある学校にしていかなければならないと考えております。

この前の定例会のときでも、その辺について少し答弁させていただいたんですけども、西向中学校は、旧古座町でただ1つの中学校でございますんで、生徒数が少ないからといって、ほかの学校との統合というのは、少し慎重に考えていきたいと思っておりますので、何とか西向中学校へ来ていただけるような方法を今、考えております。

まだ確定ではないんですけども、来年の入学生は少し西向中学校へ戻ってくるんじゃないかと私どもも期待しているところであります。

答◇ 小学生のことも言われていましたでしょうか。古座小学校のほうへ西向地域から通われている児童も数名おられると思えますけど、これについては、それなりに何らかの理由があって区域外ということで、古座小学校のほうがいいということで、認めて行ってもらっているような形になっております。

潮岬こども園の件ですけども、潮岬こども園は幼稚園型のこども園となりますので、3歳児以上からの受入れになります。その点は幼稚園とは変わっておりません。ただ、幼稚園のときと比べて今、保護者の方もお仕事をされている方が多いので、幼稚園のときは26名だった園児数が、こども園になって37名に増えております。今年も33名の児童を受入れております。成果はあったかなと思っております。

質◇ 潮岬は児童・子どもの数が増えてきやるということで。確かに、上野山こども

園なり、くしもとこども園なり、ゼロ歳児、1歳児、2歳児を受入れていますけれども、なかなか全員が確保できているかというところとそうじゃないみたいですので、潮岬もこども園になったので、そろそろゼロ歳児、1歳児、2歳児の受入れを検討していただきたいと思います。

答◇ ゼロ歳児から受け入れるとなりますと、給食等も自園で必要になってきます。今、潮岬こども園は3歳以上ですので、外部からの搬入が許可されていますので給食センターからの搬入で給食を提供しております。

ゼロ歳児からの受入れになると乳児食とかで、自園で給食が必要になってきますので、給食設備の整えも必要になってきますし、今の建物でしたら3歳児以上から3クラスしか受入れできませんので。確かに潮岬は児童数が多いところなんですけれども、今のところはゼロ歳児からの受入れは難しいかなと考えております。

質◇ 予算的にも町の負担も大きくなるというか、ゼロ歳児になってきたら3人に1人の先生が必要となる部分もありますし、町との相談もありますので、今後大きな検討ということで、施設の検討も考えていただきたいと思います。

そして西向小学校、今度、西向中学校に何人かは期待できるんじゃないかなということですが、8人から10人おるのに1人、2人しか来ないというのは、西向中学校は何か悪いのかなという印象にもなりかねませんので、生徒にもいろいろ相談しながら。旧古座町の住民にとっては、西向中学校というのは、僕らにとっては、すごく…。

学校の機能ということで十分に検討していただきたいと思います。小学校の関係も一緒になってしまいますので、そういう方面でお願いいたします。

質◇ 205ページの学校の空調関係ですけれども、今年はコロナの関係等があって、思い切って教育環境整備に対する投資ができた1か年だと思いますけれども、教育の関係ですから、朝投資をして晩には成果を得るというようなことではございませんけれども、教育現場では効果的にどのような教育環境整備を、成果を目指して取組が展開されておるかという点について非常に期待するところでありますので、空調設備が完備できた取組について評価と課題がございましたら答弁をしておいていただきたいと思います。

答◇ 今、お話のあったエアコンの関係ですけれども、先ほども申しましたように、平成31年度において、中学校は2学期から使えるようになり、また今年に関しては、コロナの関係で休業がありましたので、この夏に間に合うように何とか整備できたところですよ。

その後の学校の施設をどのように整備していくかについては、各学校からの要望も年1回聞きながらいっているところですが、普通教室は全部、エアコンが入ってしまったので、今度は密を避けるために、教室を分散するのに特別教室

へもエアコンが欲しいなという話もあります。そういったことで、今後は特別教室に対してのエアコンだとか、よく話が出るのはトイレの洋式化です。依然、うちの小・中学校は和式のトイレが多いんですけども、洋式化というのも課題だと思っておりますので、財政的なこともあります、そこらも相談しながら少しずつ計画的に進めていきたいと考えております。

以上で、9款「教育費」の審査を終了いたしました。

11款「公債費」及び12款「予備費」の審査については、特段の質疑もなく審査を終了しました。

続いて、「歳入」の審査について報告いたします。

質◇ 17ページの個人の町税の総額が減ってきて、それは人数が減ったことと滞納分が減ったということやったんですけど、個人的には個人の収入というのはどうなっているんでしょうか。増えているのか、減っているのか。

答◇ 資料の9ページに、平成31年度の総所得金額という資料をつけております。昨年度との比較ということでございますので、総所得金額でしたら、昨年度と比べてマイナスの方もいらっしゃいます。課税されていない方を含めての話ですけど、7,111万5,881円、昨年度の資料との比較でございます。

税額は29万7,000円の増となっておりますけど、これはあくまで調定の段階のときの数字を拾ってきておりますので。それから過年度分の修正申告とかで変動しておりますけど、同時点でつかまえますと、7,111万5,000円の増となっております。

質◇ 27ページの住宅使用料の関係で。古くて新しい課題といたしますか、それらについては今日までもいろいろ議論や対策を求めてこられておると思うんです。しかし、いかに決算を見てでも、60%に及ばないような徴収率ですから、それぞれ事情があろうかと思えますけれども、整理的にもそういう場合は保証人の協力とか形式的なものではなしに、実質町民に十分理解を得るような対策と具体的な努力が大切じゃないかと思えます。

この実績を押さえて、57%ぐらいですか、60%に及ばないというようなことですけども、納めて対応できない40%程度の対応ということで、今日、回を重ねてご努力されておると思うんですけども、どういう課題と対策を考えておるのか、併せてお聞きをしておきたいと思えます。

答◇ 住宅使用料の現年度と滞納分を併せた徴収率でございますけれど、57.2

6%、低いというご指摘であろうかと思えます。

平成27年度は、この比率は40%でした。これを民事調停とかを行いながら、徐々に滞納分を減らしてきて、どうしても資力がない場合につきましては、やむを得ず不納欠損を行ってきたケースもございます。6月定例会で、権利の放棄ということで議決していただき、今年も290万円余りの不納欠損も行ってまいりました。その結果として、平成27年度に6,300万円余りあった滞納額を4,100万円まで落としてきています。

現年度分につきましても、未収額は平成31年度で35万円。多少納付が遅れているという方もいらっしゃいますけれど、やはり資力がない方もいらっしゃいます。こういった形で現年度は残さない、滞納分についても厳しく対応していく、それでも対応ができない場合は、また総務課のほうへ移管して退去といった形の対応も取らせていただいております。この形は続けていきたいと考えております。

副町長答◇ 住宅使用料につきましては、滞納と現年度と併せて57.26%という状況ですが、現年度の場合は既に99.13%まで徴収率が伸びてきております。この内容につきましては、うちの場合は現年度の徴収率が相当低かったということもありまして、田辺市がどういうふうな徴収をしているのかとか、県下の先進事例を参考にしながら徴収に取り組んできたところであります。

この内容につきましては、今、よそから、串本町はどういうふうに行っているのかという問い合わせがされているような状況になってきております。やはり厳しく取り立ててきているという状況の中では、現年度の徴収率もこのように良くなってきているというのが実情でありますし、担当課の努力でここまで来ておりますから、当面はこのことを落とさないように、今後も続けてまいりたいと考えております。

質◇ 27ページの道路使用料というのは、どういうことでお金をもらっているのか教えていただきたい。

答◇ 道路使用料でございます。これは関西電力やNTT等の、道路の上にあるケーブルの占用料として一定金額、面積に合わせた金額を徴収しているというところでございます。その部分を基金に積み立てていると。町道の上の電線等の部分ですね、それのお金ということでございます。

質◇ 奨学金の貸し付け滞納分で、償還年齢の一番年齢の高い男女の方は分かっているのか。それと奨学金を借りている男女の割合とか、滞納に関わる年代別が分かっていたら教えていただきたいと思えます。

答◇ 今、男女の別までは資料を持ち合わせていないんですが、今のところ返還対象者が130人あるんですけど、そのうち滞納が24人ほどあります。そのうち9人は納付書による直接納付していただいております、12人は毎月分納による

口座振替、それから3人は県外から郵便の振込票によって計画的に納付をしていただいております。そのほかあと2名は所在不明で調査中なのですが、この分は納付がストップしてきているような状況です。

ちなみに前年度と比べて滞納分の徴収率は2.7%ほど上がっておりまして、また当然ほかのものと同じように現年度優先で滞納を生じさせないようにするとともに、過去の部分もきちんと取っていくように調査も進めながら滞納を整理していきたいと考えております。

質◇ 年齢が上がってくると、自分の生活もかかってくるので、結婚したりとか家庭を持ったりしたらなかなか払にくいところもあると思うんで、できるだけ早目に徴収できるように頑張っていたきたいと思います。

質◇ 確認させてもらいたいんですが、福祉課の資料についている11ページの同和対策生業資金貸付金状況の中で、中盤の滞納要因の、遅れながらも定期的な少額償還が10件あるというのは、歳入の47ページの真ん中の滞納繰入金20万4,000円、この金額でよろしいのでしょうか。

答◇ 今、委員の申されたとおりでございます。収入額が20万4,000円でありますけれども、資料のとおり少額償還が10件あると。この10名で20万4,000円ということになってございます。

質◇ 10件というのは10人で、1件年間2万400円を徴収しているということでしょうか。

答◇ 平均でいえばそうなるかと思いますが、一人一人の月額徴収額は違います。1,000円の方もおられましたら、もっと高い方もおられます。この方々の中には住宅貸付金を借り入れている方もおられますので、そちらのほうも払っているということで増額が見込めない面もありますけれども、今後さらに滞納整理に努めてまいりたいと考えています。

以上で、「歳入」の審査を終了いたしました。

「財産に関する調書」の審査については、特段の質疑もなく審査を終了しました。

歳入、歳出の審査を全て終了し、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第104号 令和元年度串本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 資料のほうで、滞納者のところなんですけども、平成29年度の上と下を見比べると、3月末と8月末の5か月の違いで平成29年度1人から7人へ増えているんですけども、滞納金額は一緒になっています。これを教えてください。そして、滞納者の内容を、もう一度教えてください。

答◇ ご指摘のありました、平成29年度1名6,200円から7名6,200円と金額に変更がなしで人数が増えているというご指摘なんですけども、すみません、単純な間違いでございます。1名に訂正させていただきます。先ほどの滞納の内容ですけれども、死亡や生活困窮による時効が到来したものとっております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第105号 令和元年度串本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 職員の人数なんですけども、たしか総務関係で2名と徴税関係で3名という説明だったと思うんですけども、何名にするというのはどういうふうにして決めているのでしょうか。

答◇ 何名にするというのは、国保事業を1名で担当できるものではございません。今、事業がかなり国からおろされてきております。そのため町でも担当を今、2名という形にしております。また、税徴収のほうでは、国税に関する部分で3名の職員の配置をしているということでございます。

質◇ これはたぶん国から補助金か何かで人件費はくれるみたいな説明だったと思うんですけども、国をだますという話ではないと思うんですけど、例えば徴税の職員を4名にするとか。そしたら人件費が国からおりてくると違うかなと思ったりしたんですけど、その辺はどうなっているのかな。

答◇ 適切な事務処理というものも必要かなと思います。国保の関係につきましては、税務課では課税の関係で1名、徴収の関係で2名というふうにさせていただいております。当然国保だけに関わらず、徴税の職員についてはほかの業務も手伝うといった形の体制を取っております。

質◇ 例えば1名増やしたりしたら国から多過ぎるじゃないかというような指摘が

入るということですか。

副町長答◇ 国保の場合は、住民課の対応職員は従来から2名が担当しております。そのとおり2名を予算で計上しておるわけです。税務職員については、課長が申しましたように徴収が2人と課税で1人ということで、これも従来から人数は変わっていないんです。

委員が申された国の交付税の関係の部分につきましては、国保が95%以下になれば交付金が減らされるという話は私どもも聞いているんですけど、そのために徴収に努力をしているというのが現実でありまして、今現在97%ほどの現年度の徴収率を上げておりますから、その点につきましては、国保の関係の交付金という部分が減らされるということなしに現状を維持しているという状況であります。

国保の場合は、県下的にも徴収率でいえば中間程度になるのかなと考えておりますが、私たちの町よりも多数のところは徴収率がいいという状況でありますから、よそにも負けないように今努力して徴収率を上げているというのが実情であります。

答◇ 職員への負担でございますけれども、11ページの給与費のところから説明させていただいたんですけれども、国保が2名、そして、税務課のほうで3名の計5名を繰入金で一般会計のほうから給与費は繰り入れてもらっているということでございます。

質◇ その繰入金の、一般会計というのは交付税からもらっているという話やっただと思うんですけども、例えば6名にしたら国からチェックが入って、多過ぎるというような話になるのかということを知っているんですけど。

副町長答◇ 必要以上の人数を計上するということには、なかなかならないと思います。私たちもついやみくもに交付税の対象になるからということで、その部分だけ人を増やしていても。ヒアリングがありますし、ヒアリングの中で適正かどうかということの問い合わせもありますから、そういう部分につきましては、きちんと必要な人数だけを計上するのが本来あるべき姿だと思っておりますので、従来からこういう形で人数は増えておりません。

ただ、旧串本町と旧古座町と合併してこれだけの業務を行っているんですから、もっと職員を増やさなきゃならない状況なんでしょうけど、システムの導入等で省略化が図られてきている結果、現行は従来からの住民課では2名体制、税務課では3名体制で実質の業務をこなしていけるという状況ではないかと考えておりますから、現時点で必要以上の人数を計上して、一般会計の負担を求めるとか、あるいは国からの交付税を余分にとろうという考え方にはならないと、私たちは正直に事務を進めているというのが実情であります。

質◇ 9ページの歳入の部分で、滞納繰越分の徴収率の低さの原因と、その対策、そして27ページの特定健診・特定保健指導事業委託料2,000万円の内容を教えてください。

答◇ 滞納の徴収率でございます。今年は22.2%ということで、確かに低い状況にあると思います。

滞納分につきましては、転出、既に国保を残したままで転出していった方、亡くなられた方もいらっしゃいます。その方らにつきましても財産調査を繰り返してきているわけなんですけれど、ほかの市町村へ転出された方もなかなか財産が出てこないというケースがかなり多くございます。

串本町の国保に関しましては県内の平均と比べたら滞納の調定額がかなり高い。そのために徴収率も下がってくるという部分がありますので、どうしても滞納処分の執行ができない場合は不納欠損で落としていくことも今後必要かなと思っています。ただ、基本的に徴収努力をしていくということでございます。

特定健診・特定保健指導事業委託料でございます。これにつきましては、集団健診、個人健診でございます。集団健診につきましては、町内で12回開催してございます。個別健診については14医療機関で実施してございます。その医療費でございます。

質◇ 11ページの保険者努力支援分分担金1,100万円を平成元年度で受けているんですけど、これは健康保険事業とか徴収努力とかが県からの支援分担金として配分されるということだと思んですけど、平成元年度は県は一律にやってくれたんか、それとも各市町村で差をつけて配分されたんか、その辺り説明してもらいたいと思います。串本町の保険事業の取り組みの現状を含めて。

答◇ まず保険者努力支援交付金でございます。これについては、各市町村で実施した市町村、それから実施してない市町村、その程度によって県も交付金が変わっております。各市町村で違います。

串本町としましては、B&G海洋センターの利用促進、がん検診、ジェネリック等の取り組みということで串本町は1,112万8,000円の交付金をいただいたということでございます。

質◇ この金額は県下でどのぐらいの位置にあるんですか、交付率としたら。分かったら教えてください。

答◇ 今、県下での順位は手元に資料がないので分かりませんので、また後ほどお伝えいたします。

まず、保険者努力支援分交付金の県内での順位を教えてくださいということやったんですけども、和歌山県内で串本町は2位でございます。995点満点中669点ということで、2位でございます。

もう一つ、県内外の過誤調整の割合を教えてくださいということでした。それにつきましては、県内が9割、県外が1割でございます。

質◇ レセプトの過誤についてお聞きしたいと思います。たぶん役場関係とか、そういう形でレセプトの点数過誤が出ていると思いますけれども、くしもと町立病院、町内云々というよりも町外・県外のレセプトの過誤が多いのか。そして、過誤があったときの患者さんに対しての対応の仕方は。戻したりとかもらい過ぎたよとか、過誤についての対応の仕方を教えてくださいと思います。

答◇ レセプトの過誤についてですが、国保連合会に毎月委託を出しております。そこで毎月の診療内容と何か月かごとの縦覧点検がされまして、各医療機関へ過誤があれば返戻等されるんですが、県内・町内の診療機関と県外の医療機関で、どういう過誤率になっているかは今手元に資料がございませんので、また後ほどお伝えしたいと思います。

質◇ 過誤が発生したとき、患者さんからもうもらっているものとか、少なくしているものとかあると思うんですけども、それが発生したときに、分かったときに、例えばもらい過ぎた場合の過誤の対応。こんだけもらい過ぎていてんですけど、ということ報告して、払戻しの対応なんかもされておるのかお聞きしたいと思います。そして、今回そういうことがあったのかもお聞きしたいと思います。

答◇ 過誤があった場合ですけども、先ほど説明していただいたとおり、国保連合会から各医療機関へ通達が行っていると思いますので、そちらでの対応になってきます。ですので、現状どういうふうに医療機関がしているかというのは町では把握できていない状況であります。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第106号 令和元年度串本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 33ページの緊急通報システムは、8件通報があつて6件救急搬送したという話やったと思うんですけども、これは救急車のシステムとかぶってくるような気がするんですけど、どういう違いがあるのでしょうか。

答◇ 緊急通報システムの制度でありますけれども、これまでの制度と何ら変わりはありません。

平成28年度に大阪ガスに業務委託を行いました。24時間、365日常時3名の看護師等が電話対応に当たるということで、利用者が緊急通報のボタンを押

しますと、大阪ガスにつながります。それで救急要請があれば大阪ガスのほうから、くしもと町立病院とかへ連絡するという流れでございます。

質◇ 6件の救急搬送があったということなんですけども、どういう症状だったんでしょうか。救急車で運ぶような話だったんでしょうか。どういうときにボタンを押すのかというのがよく分からないんで。

答◇ どういうときにボタンを押すのかというのは、個々の住民の皆さんによって違うと思います。自分の症状が悪い、救急車を呼びたいというときに皆さんございますので、そういうときにボタンを押されるというところでございます。

質◇ 資料6ページの串本町生活支援コーディネーター事業についてなんですけども、今のご説明で、社協のほうに委託されているということです。この目的を読んできたんですけども、ちょっと分かりづらかったので具体的にどういうことかというところを教えてほしいのと、コーディネーターの方が2名載っているんですけども、この方たちの第1層、第2層の違いを教えてくださいと思います。

そして11ページの、こちらも滞納の徴収率が低いというところは、先ほど国民健康保険で聞いたのと内容が一緒かどうか教えてください。

答◇ 生活支援コーディネーターについてなんですけれども、日常生活、地域課題と申しまして、地域の中でいかに生活する上で必要とされるものがあるかという課題を発掘し、それをコーディネートしていくのが生活支援コーディネーターの役割となっております。その上において今、社協へ委託しておりまして、第2層の●●●●さん、ここは社協へ委託しているものでございます。第1層は●●●●、と私の名前となっております。これは生活支援コーディネーターの研修を受けた者になることになっておりますので、私はコーディネーターの研修を受けておりますので1層ということになっていきます。

1層と2層というのは、生活圏域があります。串本町としたら古座圏域と串本圏域、旧古座町と旧串本町という形で圏域が2つございます。その部分が第2層になりまして、第1層というのは全体の部分をどうかするという部分で第1層と考えております。その部分で第1層、2層という形で考えています。

介護保険の滞納に関しましては、若干国保と違うのかなと考えております。税務課の資料12ページに、滞納の原因別という資料を出させていただいております。この中で、国保税に関しましては、納税意識が希薄という理由が41%になっているんですけど、同じような尺度で判断させていただいております介護保険の場合は、全体で58.7%、約6割の方がそういった方になっております。

介護保険の場合は、その方の生活の状況、家庭の状況を踏まえて介護保険は利用しない、利用してない、そういう理由で滞納されている方もいらっしゃいますので、制度の説明を十分行って、そういった方々にも保険料を納めていただくように努力したいと考えております。

質◇ そういう希薄な方がいらっしゃるといふのにはびっくりしましたけども、粘り強く頑張っていてやっていただきたいと思います。

そしてさっきの第1層と第2層の違いなんですけども、第1層は要するに全体を見る方、第2層は割と局地で集中的に見る方という理解でよろしかったですね。

目的なんですけど、具体的に例えば、その方に対して、そしたら、これをどこかとつなげるというイメージをしているんですけど、その認識でよろしいですか。

答◇ 今のところ、地区を限定しておりまして、今、田原地区に社協が行って、地域の実情を調査しながら今後の活動につなげていくと。例えばサロンなどに出まして、地域の方のお話を聞いていくというのを活動としてやっていただいております。

今年はコロナ禍ということもございましたもんで地域の中へなかなか入っていきにくかったという現状がございますけれども、2層の運営協議会をやっておりまして、その中でも地区の区長さんとかに出していただきまして、一緒に回らせていただくよとかというお話をいただいておりますので、地域の方の現状を、今のところは田原地区ですけども、全地区へ広げていくという格好で考えております。

質◇ 先ほどの緊急通報システムの話なんですけども、先ほどの話を伺うと、119番で救急車を呼ぶよりボタンを押したほうが分かりやすいというか、高齢者の方にとってはやりやすいということのみのメリットがあるような気がするんですけども、そういうことでよろしいですか。

直接119番したら救急車が来てくれる、話を聞いて必要だったら来てくれると思うんですけど、そうじゃなくて緊急通報システムをわざわざ作っている理由を。

答◇ 緊急通報装置というのは、装置自体が通常の電話とそこに押しボタンのとがあるんです。押しボタンは、かなり大きなボタンになっています。もう一つは、ペンダント型がありまして、それを押すという形になっております。それを押しますと大阪ガスのほうへ通じるという体制があります。

一々電話を取ることができない状態の方、例えば倒れたときにペンダントを押したときにそのまま大阪ガスへ通じるという利便性がございます。2番目に、その状態のときに緊急通報として救急車の搬送が必要かどうかお話を聞きながら、そちらで判断していただく。

確かに不安な方もございます。精神的に不安な部分なんでお話をしたいなという方があったりとか、ちょっと聞いてほしいとかいう場合もありますんで、必ず全てが搬送せなあかんという状態でもない方もございます。その判断をしていただいて、なおかつ協力員という形で親族の方とか地域の方にご連絡するという形で作っておりますんで、それを含めてのシステムというふうにご理解いただけたらと思います。

補足をさせていただきます。今のお問い合わせは、恐らく利用者のほうから緊

急ボタンを押して病院へ連絡する、あるいは、大阪ガスのほうへ連絡するということですが、緊急通報システムというのは、今、センター長がお答えしたとおりでありまして、逆に今度は大阪ガスのほうから全ての利用者に対し、毎月1回お元気コールということで皆さんの状況を伺ったりとか相談に乗ったりという機能も備えた制度でございますので、その点もご理解をお願いしたいと思います。

質◇ 配食サービスについてお聞きいたします。17ページの歳入と33ページの歳出を見て、また課長の説明の中で、配食サービスの利用者は、1人当たり、1回当たり500円の利用料金を払っておられるのか。この食事は町から1人当たり800円の支払いをしているのか。1人当たり1食。そして、これは週に5日分の計算で配食されておられるのかお聞きしたいと思います。

答◇ 配食サービスでございます。週に5日間なのかということでございますけれども、利用者によって週1日の方もいらっしゃいますし2日の方もいらっしゃいます。流れとしては、自己負担は500円になります。200円が町からの委託料ということで。一旦700円を社会福祉協議会なりから負担いただいて。うちの委託料は200円ということで、自己負担は500円ということでございます。

質◇ 今のは、さきにお聞きして自分が勝手に出した数字だったので。

そしたら、利用者によって週に1回とか2回とか5回とかと思うんですけども、土曜日、日曜日の週7日利用されている方、業者によってまた週5日とか7日とか、2つの業者によって違うのか教えていただきたい。

答◇ 委託業者は、社会福祉協議会と串本福社会のにしき園になります。にしき園は毎日、日曜日でも当然やっておりますけれども、福祉協議会の場合は、日曜日はやっておらないというところでございます。

質◇ サービスの違いが出たら利用者にとっては困る部分とか苦情とか出てくるんじゃないかと思うんですけども、そういう部分の調整はやっていかなければいけないんじゃないかと思えます。そしてまた、同じ金額を出しておるので、その辺は考えるべきじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

答◇ 特に日曜日とか串本福社会だけなので、ほかの業者はないのかといったご質問だろうかと思いますけれども、配食サービスの利用申込みがあったときは社会福祉協議会なりにしき園をご紹介しますけれども、自己負担が500円ということでございます。ちょっと高いという方も中にはいらっしゃいますので、300円で配食する民間の弁当屋もありますので、そういうところも休日等もしておれば紹介をしているところでございます。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第107号 令和元年度串本町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 一般会計からの補填金、資金が足りないからの補填という話があったんですけど、その部分は幾らになりますでしょうか。

答◇ 町からの赤字補填分としましては832万4,904円、今年度はこの金額となっております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第108号 令和元年度串本町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 資料の2ページなんですけども、同和対策による住環境整備の持家対策を推進して、もう終わって25年ほどたつと思います。ただ、こういった形でまだ残っているということなので、頑張って粘り強く滞納整備に努めていただきたいと思います。

この中で、回収管理組合という名称が、設立は11年目とありますが、県での回収管理組合はある程度勉強したんですけども、これは串本町としてあるのかどうかと、その人員構成。例えば警察OBが入っている施設とか、そういった形の人員構成を教えてください。

答◇ 回収管理組合ですが、県内の9市町で組合を設立しまして、運営している組合です。それぞれの町から職員を出向して、業務に当たっております。

職員体制につきましては、全11名で、市町の派遣職員が6名、それから組合の補助職員が5名です。内訳といたしましては、事務局長が組合の再任用短時間勤務職員で御坊市のOB、事務局次長が和歌山市からの派遣職員、総務係は和歌山市からの派遣職員と事務局の会計年度任用職員、それから業務係は7名で、御坊市、広川町、みなべ町、串本町からの派遣職員、あと3名につきましては、事務局の会計年度任用職員で、銀行OB2名と御坊市OB1名となっております。

なお、弁護士につきましては、組合の諮問機関であります和歌山県住宅新築資金等回収管理組合償還事務審査会のメンバーとして組合の顧問弁護士が入っております。

以上で審査を終わり、本算定は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第109号 令和元年度串本町串本財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第110号 令和元年度串本町潮岬財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第111号 令和元年度串本町出雲財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第112号 令和元年度串本町田並財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第113号 令和元年度串本町和深財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第114号 令和元年度串本町古座地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 115 号 令和元年度串本町西向地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 116 号 令和元年度串本町田原地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 117 号 令和元年度串本町病院事業会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 昨対 1.2 億円の事業収支、飛躍的改善だと思っております。本当に感謝いたしております。その中で、資料 3、4 ページの収益のところ、すごく収支が改善された中で、平成 27 年度の収益が近年突出して高いかなと思います。でも残念ながらこの年は収支がマイナス 1.3 億円であったと。それは材料費がかかり過ぎたのか、それとも、それまで収益性が高かった整形リハビリが今回平成 27 年は引っぱったとか。さらにこの平成 27 年度まで令和 2 年収益を上げればマイナスが改善されていくのかを教えてくださいたいと思います。

もう 1 点、資料 6 ページですけれども、業務委託の内容という資料に書かれております。ここに主な委託先という形で町内業者が何社かあるんですが、ちょっと少ないかなという感じは否めないかなと思います。これは町内業者で対応するのは難しい面があるのかというところをお聞きします。

答◇ 3 ページ、4 ページの平成 27 年度でございますが、ご指摘のとおり非常に伸びました。この要因は当時いらっしゃった整形外科の先生、今は常勤医 2 人ですが、当時は 3 人いました。そのうちのお一人の方が、非常に手術をしていただいて、尋常じゃないぐらいのオペ件数だったんです。その部分で収益がかなり上がりました。ただし、整形外科というのは材料費もかなりかかります。オペ件数が増えたんですが、その分材料費もかかったというところで、そこから入院へつな

げた。入院の収益がかなり上がったことが、このときの増収の理由でございます。

当時とは、言っても5年違います。5年あれば患者数もかなり違いますんで、当時の収益を今の年度へ持ってくれば、かなりの黒字が見込まれるんですが、なかなかそう簡単にもいかないというところで、今いる医療スタッフ、医療資源を基にできるだけのことをしていくと。なかなか平成27年度の収益までは行かないですが、現状で頑張れるところは頑張っていきたいと考えております。

それから、6ページの分ですが、地元ではなかなか見つけにくい業種でございます。例えば給食につきましても、教育のほうでも委託先、シダックスを見つけるのに、あるいは継続して委託するのになかなか骨を折られているというところがございます。

株式会社ニチダンにしましては大阪の業者ですが、とにかく前管理者が入院患者さんの唯一の楽しみは給食やと。地場の食材を使っても海外製品を使わずに。特に魚は、海外製品は冷凍加工されているんです。臭いということで、地場のものを使える業者ということでニチダンを選んだというところもでございます。

医事業務にしましては株式会社ソラストに委託して。これは金額が大きいですが、ニチイ学館と競合して、入札して決まったところですが、ニチイかソラストか、この2社のうち1つしかないというところがございます。施設管理にしても、ほかの部分についてもなかなか地元では業者が見つからないのが実情でございます。

質◇ 診療科ごとの収支は出していないという話だったんですけども、それは病院としては出す必要がないと思っているのでしょうか。

答◇ 収入という部分でいえば各診療科によって出せるんですが、支出となると全体的な病院の支出を、それを案分してということになると非常に難しいです。

というのは、看護師であったり医師であったり、診療科をまたがって診断している。あるいはレントゲンにしても各科にまたがっているという部分でいえば、なかなか診療科に分けて支出を出すのは難しい状況です。ただ、科別の収入については、収入は明らかになっていますんで、その部分についてはお出しできる状況です。

質◇ それでは、よその病院も各診療科の収支は出してないんですか。ほかの、周りの病院とかも出してないんですか。

答◇ ほかの病院のことは存じ上げませんが、総合病院でなければ簡単に出来るかとは思いますが。ほかの病院も、診療科別の支出や収入については、同じ公立病院であってもなかなかお出ししていただけない状況であります。

質◇ 以前、議員をやっていた方に聞いたら、病院対策特別委員会を作ったときに、串本町でも診療科ごとの収支を出してきたと聞いたんですけども。昔は出してい

たけど今は出せなくなったということですか。

答◇ どういう算出を基にそれを出したんかは分からないですが、無理やり出そうと思えば出せんことはないかと思います。ただ、それがどこまで正しいかというのは非常にあいまいな部分がありますので、そういうあいまいな部分をお出しすることはできないということでございます。

質◇ 前に特別委員会で出してきた収支はいいかげんなもんやったということですか。そのときは出してきたと聞いたんですけども。それじゃ、そのときはどうやったかというのは知っていますか。同じようにして出せばいいんじゃないですか。

答◇ 当時のことは分かりませんが、普通に考えて、入院患者さんに関しても、外科で入院してある患者さん、整形で入院してある患者さんがいます。Aさんという同じ看護師が外科の患者さんところに行きます。整形の患者さんのところにも行きます。その案分方法はどうかという、ざっくりな計算でないと無理なんです。

当時それを、開院時というところで無理やりというか、どういう根拠で出したかは分かりませんが、正確な数字ではなかったと私は考えております。ただ、その当時で何とかできるだけの計算方法を基に作ったんだと思いますが、その根拠は非常に難しいと考えております。

質◇ できるだけ計算方法で出したらいいじゃないですか。大まかなことが分かればいいんですから。そのとき出してきたものは大体合っているわけですよ。例えば10時から12時までは何科で、ぴっしりここやとか、そこまで厳密にしたら出せないかもしれないですけども、大体の傾向を計るためにはそうやったら出せるんですよ。大体でやったら。それで特別委員会でも前は出してきたという話ですけども。

概算でも、そういうことは知る必要がないという考えですか。昔は出していたんですよ。副町長は分かっているんじゃないですか。病院事務長は分かっていると言っていますけど。副町長は昔からおられるんですから、そういう資料が出たかどうかは分かっているんじゃないですか。

答◇ 大分ざっくりのところを出して、各科で収支を出して、それをどうされるのが分からないんです。

この間もその話になりましたが、ざっくりでやって、収入・支出の差額の部分でいうたら、どうしても目についてくるのが産科と小児科になってくるんです。そこに手をつけんわけにいかんんじゃないですか、そうなる。そうなるのが私は恐ろしいです。

質◇ 例えば、この科がこっだけ赤字が出ているといたら、その改善方法を考え

ることだってできるじゃないですか。各科の収支すら出てなかったら、どこを改善していったらいいかも分からないですよ。どうやって、この赤字を解消していくつもりなんですか。

答◇ それをしていただいているのが管理者なんです。

その資料をお出ししたからといって、そしたらこれをこうしたらどうな、ああしたらどうなと言っただけなのであれば、こちらもお出しさせていただきますが、全体的なもの、赤字になる分にはもろもろの理由があります。それを総合的に精査して、ここをこうしろ、ああしろと言っただけしているのが竹村管理者であると病院としては認識しております。

質◇ 今の話では、ほんじゃ竹村管理者は各科の収支を分かっているということですか。

おかしいですよ、言っていることがおかしくないですか。

副町長答◇ 収支ということにこだわっているようなんですけど、収入だけ見ていただいたらそれだけでも分かるんじゃないかなと思います。

そういう意味では病院の中で毎週会議がもたれて、今の患者の人数とか収入の状況等について、やはり検討課題になるところはそれぞれ管理者からご指摘されているように聞いておりますから、そういう部分で見ていただいたらと思うんです。金額がはっきり出ておりますので、その辺りを参考にさせていただいたらどうかと思います。

質◇ 患者数が減ってきているということなんですけども、串本町で住んでいながら例えばよその病院へ行っている人とか、そういうことは国保とか保険のデータを調べれば分かると思うんですけども、そういう分析はされているんでしょうか。

答◇ 今の部分については病院では分析しております。住民課と国保の関係でどれぐらいの割合で町外へ行かれているかというのも、ある程度分かっております。

ただ、特に手術に関しては、当院で手術できない部分についてはよそへ行くのも当然ですし、例えば田原の方であれば、どちらかといえば近場の那智勝浦町立温泉病院であったり、すさみ町の方は串本へ来るよりは10分～15分長くなりますが紀南病院へ行って、あそこは三次救急ですから高度医療を受けられるということも考えられます。そういったもろもろの事情がありますので、できれば町内の方はくしもと町立病院へという思いで、当院でも頑張っ努力をしておるところでございますが、医療機関を選ぶのは患者様の自由でありますので、そこへ歯止めをかけることはなかなか容易なことではないと考えております。

質◇ よその地域の病院でも、地元にいてもそこへ行かないでよその病院へ行く人もいると思うんです。大体そういうデータは出ていると思うんですけども、くしも

と町立病院は、よその病院に比べて、別の病院へ行く割合は高いんですか低いんですか。それをどのように改善していくつもりでおられるのか、お聞きします。

答◇ 当町の患者様がよその病院へ受診される割合はほかの病院と比べてどうかというのは、ほかの病院の状況が分からないために、ここでは答弁しかねます。ただ、今、言われましたように、いかに信頼される病院にするかというのが患者様に、くしもと町立病院へ来ていただくということにつながりますので、日々接遇であったり医師、看護師の教育、研修を行っているという状況でございます。

質◇ 今年と昨年で減価償却費と資産減耗費がかなり減っておりますけども、病院として苦勞して改善された結果だと思えます。改善されたことによって処分した部分の減価償却費とか減耗費が下がった結果だと思えますけど、急激に下がったことよっての病院として困ることもいろいろ起こったんやないかと思えますけど、そういうことはなかったんですか。

答◇ 減価償却費と資産減耗費は年数を負えば下がってくるものでありますので、そのことによって困ったということは特にございませぬ。ただ、その先には老朽化による買い替えが必ず起こってきますので、そこのせめぎ合いというか、今は管理者のほうで耐用年数が7～8年のものでも10年以上必ず使うようにというお達しは出ております。そういうところですよ。そこでまた新しいものを買ってしまうと減価償却費がもちろん上がってくるという、その繰り返しでございます。開院当時に買ったものが、償却期間が過ぎて減価償却費という部分では残存価格がなくなってきたという部分が大きな要因です。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第118号 令和元年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 資料の3ページに工事発注の一覧を書いております。これを見てくださいまして、見積入札で株式会社峰制工、随意契約で株式会社フソウ大阪支社。峰制工は和歌山市の会社ということなんですけども、お伺いしたいのは、これらの工事は町内の企業だったら難しい工事なのかということと、この入札を契約している受注会社は下請などで町内企業を使っているのかどうかをお伺いしたい。資料6ページですけども、貸倒処理事由別集計表の中で、一番最後に無資力の方が7名、8水栓というんですか。対象月が544か月ということで、45年分ぐらいあると思うんですが、45年で7人ということは1人平均で6年半ぐらい。払われてないのか止められているのか分からないんですけども、逆にこういう方は水道は止められてないのか。止められたら生きていけないんじゃないかと思う

んですが、そこら辺を教えてください。

答◇ 工事関係ですが、この中にある峰制工とかフソウ大阪支社のほうで随意契約、見積入札をやっている分についてですけども、この工事については町内業者では無理という、やっぱり大手でやっていかなあかん工事になります。

下請とかを町内業者にできるだけ出すようにはしております。結構入っているんですが、細かい水道の施設の盤とか、あと、ポンプの制御とかになってきたら町内業者では難しいので大手ということでやらせていただいております。

資料6ページの無資力の方なんですけども、これらの方は生活保護受給者の方を対象としています。古なってきた、昔、滞納があった分で現在生活保護を受けられていたら、生活保護費の中には過去の滞納分の水道代まで給付されているものではないので、回収不能やと判断して貸倒処理を行わせてもらっています。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

《田嶋町長への総括質疑》

町長への総括質疑については、令和2年10月16日（金）一般会計の歳入及び財産に関する調書の審査後、一般会計・特別会計の決算内容等を参考に、下記の項目について質疑を行うことに決定いたしました。

- 1 役場職員の超過勤務手当削減等、今後の働き方改革の取組みについて
- 2 乗合タクシー等公共交通の取組みについて
- 3 磯根漁場再生事業の取組み成果について
- 4 サンゴ台中央線進捗状況等について
- 5 役場新庁舎建設工事の進捗状況等について
- 6 民生委員の活動のあり方について
- 7 串本古座高等学校地域協議会への財政支援について

【町長説明】

1 役場職員の超過勤務手当削減等、今後の働き方改革の取組みについて

超過勤務手当請求に基づく超過勤務時間につきましては、平成30年と令和元年との比較をしたところ、超過勤務時間は前年度に比べまして増加傾向にあります。将来にわたって良質な行政サービスを提供していくためには、職員のメンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスに留意した職員環境の整備は欠かせないものであると考えておるところであります。そのため、令和3年度より総務課をモデル課として、職員の事務分掌、業務分担の見直しを行い、各職員の業務量の平準化を図るとともに、取り組みの結果を踏まえ、全部局への拡大について検討を行っていきたいと考えておるところであります。

具体的には、職員一人一人が業務日誌に1日の業務ごとに要した時間を記録いたしまして、職員ごとの業務量が適切かどうか、不要な業務がないかどうかを確認したいと考えております。

ご存じのように、来年7月に新庁舎が完成をいたします。現在におきましては、1つの課でも、本庁舎・分庁舎の2つに分かれているような課もございます。例えば住民課なんかはそういった状況になっているわけでありましてけれども、それが1つになることによって、また効率も上がってくるのではないかとといったことも検証しながら、今後この項目、超過勤務手当等についても検証していきたいと考えておるところであります。

2 乗合タクシー等公共交通の取組みについて

平成27年9月30日まで運行しておりました民間路線バスは、人口減少と車社会の急速な発達により利用者が減少いたしまして、1路線を除く全ての路線が赤字となっていました。しかし、利用者にとっては日常生活における交通手段として路線バスは欠かせないものであるため、各路線の赤字、いわゆる欠損金に対して町が補助金を交付し、バス運行会社と協力をして公共交通の維持を図ってま

いりました。しかし年々赤字に対する補助金が上昇傾向となり、年間数千万円にも及ぶことになったことから、町営バスの運行を検討することとなったところがあります。

コミュニティバスを導入したことによりまして、以前は公共交通の空白地で路線バスが運行していなかった過疎地域や高台の集落などを、新たに路線に加えることによりまして、交通不便地域の解消、独り暮らしの高齢者や運転免許自主返納者等の移動手段を確保することができるようになるとともに、日常生活におけるサービスの向上、住民同士の触れ合いの場となるなど、町の活性化に大きな成果を上げているというふうと考えておるところであります。

里川地区と須江地区につきましては、地理的条件と道路状況により、乗り合いタクシーを導入しているところではありますが、人口の少ない地区ということもありまして、企画課資料3ページに載っておりますように、年間の利用者は少ないのが現状であります。

里川地区については、これまでの運行していたバス路線の廃止や地理的条件を考慮する中、乗り合いタクシーを運行しており、利用者の状況から判断をいたしまして、運行曜日の減等も地元との協議によりまして協力をお願いしてきたところでもあります。須江地区につきましては、乗り合いタクシーではなくコミュニティバスを下の漁協の支所付近まで乗り入れてほしいとの要望が出ております。道路の幅員等の問題から現行のまま乗り入れすることは困難でありますけれども、バスの小型化により何とか実現できないかと、現在、担当課のほうでも検討しておるところでございます。

コミュニティバスについては、町が運行することによりましていろいろな要望が寄せられてくるようになりました。そこで令和元年7月から8月にかけて、町内17か所で住民との意見交換会を実施いたしまして、住民のサービス把握に努めてきたところでもあります。

ご意見のほとんどが、熊野交通が路線バスを運行していた当時よりも便数も増えて、運賃も半額以下になっていることから、200円で運行してくれていることは大変感謝しますと、今の状況を維持してください、というご意見が多く出されました。町といたしましては、役場庁舎の移転時期に合わせて、路線バスや時刻表の見直しも検討したいと考えております。皆様からいただいたご意見の実現に向けて、運輸支局や港湾委員会等各関係機関と今後、協議を進めてまいりたいと考えておるところであります。

3 磯根漁場再生事業の取組み成果について

磯根漁場再生事業につきましては、近年の海洋環境の変化や磯焼け現象の影響によりまして、年々減少傾向にある磯根資源を回復させることを目的に、町内各地域において藻場の造成に取り組んできているところでもあります。これらの事業は令和元年度から令和3年度までの視標漁業の漁獲成績を基に、その事業効果の検証が求められておりまして、来年度が最終年度となっております。この結果、明快な効果が認められない場合は、事業継続の可否について検討を要することになっておりま

すので、今後も県と協力しながら取り組みを考えていきたいと考えておるところであります。

4 サンゴ台中央線進捗状況等について

サンゴ台中央線は、舗装や上浦交差点の改良工事を含めた工事用道路としての完成を今年度末の予定として施工されており、来年度からはダンプ等の工事用車両のみを通行させる道路として利用する予定としております。それと並行して、町の施工にて歩道部分の舗装や防護壁、道路照明といった工事を予定しております。令和4年12月、認定こども園の開園までに一般供用する予定と考えておるところであります。

高速道路の残土処理場への搬入は、令和2年10月現在は、切り土・盛り土の工事間流用で土砂が利用されているため、サンゴ台への残土運搬はされてはおりませんが、来年度、高速道路関連工事で10万立方メートルの残土処理の事前協議が今現在進められておるところであります。

また今後につきましても、サンゴ台中央線がすさみ串本道路及び串本太地道路の工事用道路として、土砂運搬のダンプや資機材運搬車両等の工事用車両の高富・有田方面及び串本インターチェンジ方面への相互通行の重要な役割を持つことになってくると考えておるところであります。

5 役場新庁舎建設工事の進捗状況等について

昨年9月に着手いたしました新庁舎建設工事につきましては、9月末の進捗率は34%となっております。庁舎棟は5月に、くい及び基礎工事を完了し、6月に新型コロナウイルス感染防止対策として、現場休憩所の拡張を行い、その後プレキャストコンクリートの柱、はり工事に取りかかりました。現在はプレキャストコンクリートの柱を建て替え、はりの最終工程及び床スラブ工事を行っております。また、設備工事では、空調等の配管工事を始めているところでもあります。今後は外壁工事やサッシ工事と並行いたしまして、設備工事を進めることとなっております。また、車庫、書庫等は鉄骨組み立てを完了し、床スラブ及び外壁工事を進めております。

6月3日の総務産業建設常任委員会で説明をいたしましたけれども、現場における新型コロナウイルス感染防止対策を行ったため、その間1か月の工程が後ろにずれ込んだことから、工期を延長しなければならない可能性があります。施工業者と関係者と連携を密にしながら、引き続き全力で取り組みを進めていきたいと考えておるところであります。

6 民生委員の活動のあり方について

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、社会福祉の増進のために地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談、援助活動を行っており、創設から100年を超える歴史ある制度であります。

委員は、串本町民生委員児童委員協議会に所属し、1. 委員が活動しやすい環境

整備の一層の推進、2. 委員研修の充実、3. 安心して住み続けることができる地域社会づくりの推進、4. 未来を担う子どもたちを虐待や犯罪から守る活動の推進、を重点目標として掲げ、地域の実情に合わせて福祉に関する幅広い活動を行っており、地域の方々と同じ立場で相談に乗り、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を担っていただいております。

全国的にも民生委員・児童委員の高齢化や担い手不足が問題となっておりまして、串本町においても本年10月1日現在、定数75名のところ委員数68名と、7名の欠員が生じている状況であります。欠員のある地区の区長さんにも相談をしておりますが、地域の高齢化や委員の取り扱う問題が多様化していることなどから、人選は非常に困難であるというふうにお聞きをしております。

2か月に一度、地区代表委員で構成される地区代表者会議が開催されておりますので、定数問題も含め、今後の活動のあり方についても検討のお願いをし、町としても委員活動の負担軽減のため、できる限りの協力をしてまいりたいと考えております。

7 串本古座高等学校地域協議会への財政支援について

平成28年7月に発足いたしました串本古座高等学校の地域協議会は、高校支援の一つとして串本町、古座川町の両町が人口割で負担金を出し合い、高校現場にコーディネーターを送り、全国公募の手伝いやグローバルコースにおける地域の講師人材の発掘と協力交渉、インターンシップ受入先の発掘と交渉などを行ってきております。これまで県立高等学校という大きな壁があり、町が高校の教育現場に立ち入って発言できる環境ではありませんでした。この地域協議会を発足させたことによりまして、高校と地域、行政が一体となって子どもたちの教育について情報共有ができるようになってきたところです。

少子高齢化により人口減少が進む中、串本古座高校の生徒数も減しておりますけれども、私たちが一番心配しているのは高校自体の存続の問題であります。今年8月に県から、第6期きのくに教育審議会の答申が発表されまして、生徒数の大幅な減少が推測される東牟婁地方にあっては、現在の高校を再編成すべきと明記されております。地域の教育、文化面から見ても危機感を持って受け止めるべきではないかと考えております。

統計的に子どもの数が減少しているのは仕方のないことではありますけれども、これまで全国募集で生徒の増加に努力してきた現場の先生方や串本町、古座川町の努力が加味されていない。また、これからスタートする全国にも類のないロケット計画を生かした施策を盛り込んでいない状況で、承諾しようといわれましても、なかなか承諾できるものではございません。

分校や2クラスの小規模校、分校舎は教員数の減により専門外の授業対応や、きめ細かな受験指導等にも影響することから、レベルの高い大学進学には対応しづらい高校となってしまいます。本校として存続させるため、3クラス維持が可能となる方策がないか議論する中、高校・地域・行政が一体となって取り組んでいくべき

時期ではなかろうかと思っております。また、今回ロケットというものを高校のカリキュラムの中に、こういった形におきましても入れてほしいということで、地域協議会を通じて県の教育委員長にも要望書を強く上げていきたい、と考えておるところであります。

以上、町長の説明のあと質疑を行いました。

質◇ 1番目の超過勤務手当の働き方改革について、町長の説明では、職員の勤務時間を集計するような話をされていましたが、それであればもう一步踏み込んで、ここからここまでは何の仕事をしたかというところまで踏み込んでやれば、費用対効果もおおよそ分かると思うんですね。以前、私がそれを提案したら、そんなことはできないという話やったんですけども、十分できると思うんで、それはやっていくべきだと思うんですけども、どう思われるでしょうか。

答◇ 去年から私、テスト的にやっております、1日の業務について大体5分単位でどういう業務をしておるかというのをExcelに記録していきました。それを大分類して行って、自分の業務に年間どれぐらいの時間を割いているかというのを記録しております。今年も続けてやっておりますけれども、そういった形が全職員で取れていければ、不要な業務であるとか、例えば来年度の予定はそれで立つことにもなりますし、引継ぎの際にも新たな職員に対して1年間の仕事の見込みも立つと思っておりますので、そういうことによって効率的な業務が行えていけないかと考えております。

できればそういったことを全職員にすぐにやっていきたいんですけども、何せ自分の考えだけでやっておるものなんで、それが適切なのかどうなのかわかりませんので、来年度については総務課をモデル課としてやってみたいなと考えております。

質◇ 非常に前向きな答弁であると思います。いくら地方公共団体といっても費用対効果がやはり大事になってくるんで、その辺のところに意識を置いてやっていただきたいと思います。

それでは2番、乗り合いタクシーについてですけども、里川については年間で23名ぐらいやったと思うんですけども、これは須江と同じようにデマンド型にするのが。誰が考えてもそうすべきだと思うんですけども、町長はどのようにお考えでしょうか。

副町長答◇ 以前は路線バスが通行していたということのご説明はさせていただきますが、私たちは乗り合いタクシーに切り替えてからでも地元との協議をずっとしてきております。

最初は熊野交通が走っていた時と同じように、1日2回の運行を乗り合いタクシーでやっておりました。ところが利用者があまりにも少ないということから1

日に1回ということに切り替えてきました。その経過もありました中でも、やはり利用者がごく限られた人数であるということから、じゃあ、1週間に3回にということの承諾もお願いしまして、今、承諾をいただきながら進めてきました。

乗り合いタクシーを運行するという事は、路線バスが通っていた地域の住民の皆さんがきちんと移動手段が確保できる条件を満たすというのが基本だと考えて、路線バスを廃止して乗り合いタクシーに切り替えてきたわけです。ですから、須江のように、もともとなかったところに住民の要望で乗り合いタクシーを運行させていくということとはまた内容が違ふと私たちは考えております。ですから、須江の場合はデマンドタクシーという形で、要望があればその時間帯に行くという方式で進めてきたところなんです。

この内容につきましても、須江の皆さんにつきましても、やっぱり下まで来てほしいといった要望がありますから、担当課といたしましても今の路線バスをもう少し小さくすることによって下まで運行は可能ではないかということも検討しているようですから、その部分は、須江の皆さんの一つの要望を満たしていける方向ではないかと考えております。

路線バスにつきましても、ある一定の期間、あるいは一定の時間に必ずやって来るとというのが路線バスの条件ですから、その部分を週に3回としてでも、それはそれで地域の交通手段を確保していくという意味では必要ではないかということにして、今、週に3回の形で運行しておりますので、当面その部分については継続できないかというのが地域の要望でありますし、私たちの考えでもありますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

質◇ デマンド型ということとは、多分乗る人が乗りたいというふうに電話か何かをかけるんですよね。それで来てくれるわけですよね。それ以外は、それじゃあ乗る人はいないわけですよね。それで、乗っている人も月に1、8人とか、ほとんど乗ってないという状態で、行ってもほとんどが空で帰ってくるわけなんで、そんな無駄なことをしている余裕は串本町にはないと思うんです。

須江の人に、乗りたいときには電話してくださいというデマンド型にしても、月・金では変わらないですよ、週2回回ってくるということでは変わらないですよ。そこぐらいは、皆さんの税金なんですだから、もっと有効に使えるところに使うべきではないかと思うんですけども。町長は、どうお考えでしょうか。

町長答◇ バス等に関しましては、担当課が現場に入り、地域の皆さん方といろいろ協議を重ねてきて、こういった形になっておるかと思っております。正直、私、その議論の中に入っておりませんので、どういったご意見が。今、例えば委員の言われるような声が大きかったのか、それともまた今の形でしてほしいという声が大きかったのか。須江に関しましては、何せ小さなバスでも下に下ろしてきてくれという、この声が一番大きいんですよ。

これというのは、町としてもお金がかかりますし、バスも購入しなければならない。いろいろな問題があるので検討課題とさせていただいておるところであり

ますけれども、今回の決算委員会のご質問もいただく中で、実際のところ、地域の皆さん方がどういったことを要望されておるかということを確認していくのも必要かなと思いますので、その辺、先ほども申し上げましたように、庁舎が新たに完成をするということで、また全体的なバス路線とか、時刻もいろいろ変わりますし、変更も入ってまいりますので、そういったことも含めて協議をしてまいりたいと思います。

質◇ 今の答弁から推察すると、町長もできればデマンド型のほうが良いと思っています。それを住民に提案してみるという答弁でよろしいですね。そういう話でしたね。

町長答◇ 町長が、デマンド式が良いと言ったわけではないんですよ。地域の皆さん方がどういったことを望まれているのか。もう一つは、先ほど委員が言われたように、町の財政的な経費の問題もございまして、その整合性を取る中で今の形が出来上がっているのではないかなというふうに私は思っております。

しかし、先ほど言いましたように、また新たな見直しというのが、庁舎建設に向けてありますので、その際にもう一度協議を試みるのも一つなのかなと思います。

質◇ 私が聞いているのは、町長はこれをどう思いますかということなんです。私は、明らかにデマンド型にしたほうが良いと思うんです。町長は、どう思うかということですね。当局の考えを住民に提案してみたらどうかということなんです。ですから、町長はこれをデマンド型にしたほうが良いとは思いませんか。住民がどうのこうのじゃなく、まず町長の意見を聞きたい。

町長答◇ まず住民じゃないですかね。何回も申し上げますけれども、こういった方向を出していくにあたりましては、担当課と住民、区長さんを筆頭にして、里川だったら今、9人おられるのかな。何人住まわれているんですかね。まあそのぐらいの人数の方々だと思いますけれども、そういった方々のご意見を聞いて、町の財政的なことも加味しながら協議をして、今の形ができています。だから町長はこれが良いとか、町長はこっちのほうが良いよという問題ではなくて、地域との話し合いの下に今の形ができていますということなんです。

それに対していやいや、僕はこれよりもデマンドのほうが良いよ、という考え方ということなんですけれども、それに関しましては新しい庁舎ができるにあたって時刻変更とかいろいろ出てきますので、その折にまたご意見を聞くのがいいんじゃないかと思うところであります。

質◇ 町長の話では、住民の税金をどう使うかということの責任を持っている当局の考えがないじゃないですか。里川の住民からこれをデマンド型にしてくれなんて、多分そういう意見は出てこないでしょう。だって、須江でデマンド型にしている

とかいうこともご存じないかもしれないですし。わざわざそんなことは言っていないですよ、こちらから提案しないと。

町長は税金の使い方として、一番これがいいんじゃないかというのを自分で考えて、それを提案して、そこから住民との話し合いになるわけですよ。当局の考えを、まず示すべきじゃないですか。

副町長答◇ 路線バスの運行の義務という部分をはき違えているんじゃないかと思うんです。路線バスというのは、定期的に、決まった時間に運行されるから路線バスというんです。路線バスの運行というのは、誰もかれもが自由にできるというものではないんです。熊野交通が近畿運輸局に承認をいただいて路線バスの運行をしていた。その路線バスを乗り合いタクシーに切り替えるということも、地元の合意をいただいて近畿運輸局のほうに町から申請をして、そのことが乗り合いタクシーの運行でよろしいということに認められてきているんです。

その中で1日2便であれば、これは乗る人が少ない、町も経済的に苦しい中ではその部分を削減していきたいということを経元に伝えまして、1日1便に変わってきたと。それでもやっぱり利用者が少ないということで、1週間に3回に変えてきたと。

定期的に運行させていく路線バスに切り替わってきて、これをデマンド型にするということについては、希望があったときに運行するということでは定期路線という部分とは若干外れてくるんです。ですから、その部分は、現状はこういう形で認めていただきたいという地元の要望も受けまして、私たちも最低限、1週間に3回ぐらいで運行せざるを得ないんじゃないかという判断の中でやっているんですから、その部分をデマンド型に切り替えなさいと。じゃあ、切り替えます、という答弁にはならないんです。じゃあ、路線バスをなぜ廃止を認めて乗り合いタクシーに切り替えてきたのかという原点に戻ってしまうんです。そういうことをご理解いただきたいと思います。

質◇ 5番の役場新庁舎のことなんですけども、今、お話をあつた中で現在の完成予定時期は、たしか7月とかおっしゃったと思うんですけど、今の時期を教えてください。

そして、1番の超過勤務。先ほどお話をいただいたんですけども、町長の答弁の中でも業務日誌のようなお話が出たのかなというイメージをしました。副課長のほうからも5分に1回とかいう話がありましたけども、ややもすれば、それをつけることが余計負担になってきて。僕も経験上、業務日誌って毎日つけるとものすごく面倒くさいんですね。早く帰りたいけど帰れないという状況も得ますんで。僕が思うに、意識革命のほうが大事なのかなという気がしています。自分もそうやったんですけども。

残業は別に悪ではないんです。必要なときはせなあかんけども、5時半ならば5時半までに仕事を終わらせるという意識、そういう部分だけでも大分変わってくるのかなと思いますので、事細かくそういうのをつけるのは逆に時間の無駄か

なというか、余り意味のないものなかなという気がしています。なので、マインドを変えるような方策のほうが意外といいのかなど。

僕が実際に上司に言われたのが、新入社員のときですけれども、さぼる方法を考えてくださいと言われました。非常に僕の中で今でも覚えているくらいなんですけれども。さぼったらあかんやんかと思うんですけれども、さぼる方法を考えることで仕事が効率化するはずやと。なので、自分の時間をつくれるようなマインドになってくださいというような意味で言われたと、後でわかりましたんで、そういったやり方もあるのかなと思います。

答◇ 超過勤務の件について答弁させていただきたいと思います。意識改革が必要ということは、もうそれが最重要なことやと思います。

先日、「フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか」という本を読みまして、一番の理由というのは国民がそういう意識を持っているというところやっただと思います。ですんで、そういう意識を持つというのが一番重要やなと思っております。

私、先ほどの答弁の中で、5分単位でということに答弁させていただいたんで誤解が生じたのかなと思うておるんですけども、5分単位の時間で何の業務をしたかというのを記録していくということです。Excelを使うことによって、前にした業務がそのまま引っ張ってこれますんで、そういうことで自分もやっておるんですけども、午後5時から5時15分の間に1日の業務を振り返っているなというふうに考えておりますので、それほどの手間はかからないのかなと思っております。

ただ、先ほども言いましたように、自分の考えでやり始めたことなので、委員におっしゃっていただいたように、それに手間がとられたら、本当に本末転倒になってしまいますんで、そういうことも含め検討したいので、来年度はモデル課を指定してそこでやってみたいなど、そういうところであります。

先ほど質問のありました、庁舎の完成時期の関係です。先ほどの町長の答弁にもありましたように、また委員さん方にも何度か説明させていただきましたように、6月の1か月間、新型コロナウイルス感染症防止対策を行いました。それによって当然1か月分が、後ろへずれ込むこととなります。できるだけそれを後の期間で何とか解消できないかというふうに取り組んではくれているんですけど、開庁時期について議会で7月20日と言わせていただいております。それというのは、1か月延びてくるという可能性は十分あるのかなと考えております。

短い工期の間で1か月間ストップしたということは、後の工期にかなり影響してくるんで、その部分については、まだ決まってないから私も何とも言えないんですけど、その分後ろ倒しになる可能性はあると考えております。

工期については、コロナウイルスの関係で影響はあるようです。実は今日もこれが終わって、昼から施工業者、管理のほうの業者さんと工期についてももう一度打ち合わせをするんですけど、まだはっきりしたことについては明言できません。また、工事を進めていく中で議会へ報告しなければならないようなことがはつき

りしてきた場合は、その機会にご説明させていただきたいと考えます。

質◇ 民生委員の活動については、個人情報プライバシーなどの制約などで担当地域内の状況を十分に把握され活動されていると思います。そんな中で個々の活動報告を提出してもらっていると思います。報告書の中に引きこもり者の家庭や子どもの虐待、高齢者の虐待などの報告はなかったのか。なければよいのですが、大事に至る前に、情報を早く得るために一層の協力を求めるようお願いしてはどうですか。

昨日、昼食に行ったところで今日の町長総括質疑に合わせたように耳に入ってきたのは、前の民生委員は小まめに回ってきて話などをよく聞いてくれたりしたんだけど、今の民生委員は回ってこんから顔も知らん、というような話をされていました。こういう話を私も聞いたことがあります。ほんの一部かもしれませんが、こういうこともあるということを当局も知っておいたほうがよいと思いますが。

答◇ まず民生委員さんの活動と内容でございますけれども、昨年度は相談件数として全体で1, 271件相談を受けております。活動日数につきましては3, 255日となっております。

DVであるとか引きこもりであるとかの点でございますけれども、活動件数集計報告書には、具体的にそういう項目はありません。高齢者に関することであるとか、在宅福祉に関することであるとか、大まかな項目になっております。ただ、DVとかになりますと、例えばその他の活動件数の中で要保護児童の発見の通告、仲介という項目がありますので、そこで件数が上がってくるのかなと思います。DVとかあれば主任児童委員もありますので、事務局へ具体的な案件が出てくれば私どものほうへ報告があります。

前の民生委員さんは家庭へ訪問を受けていたけれども、今度の民生委員さんは来ないという点でございますけれども、もしそういうのがありましたら事務局へ報告いただきましたら民生委員ともお話をしていきたいと。あくまでも全戸訪問を強制するものではないと考えております。民生委員法第14条では、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、というふうに記載されております。あくまでも必要に応じてということでございますので。

民生委員については、基本的な性格として自主性があります。主体的な行動を行う、常に住民の立場に立って地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行う、となつてございます。主体的というのは、自分の意思、判断に基づいて行動するというところでございますので、活動については各民生委員さんにお任せしているということでございます。もし具体的な案件、その他DV、引きこもり等がありましたら事務局のほうへ報告なり相談なりしていただければありがたいと考えております。

質◇ 特に町長に強調しておきたいと思うんですけども、ご報告をいただいたサンゴ台中央線の進捗状況ですけれども、非常に順調に進捗しておるという状況報告を受けて認識をいたしました。それだけに、サンゴ台中央線は勾配をもって国道42号線に接続をすると。新町からの町道として非常に重要な路線の、そこは3線から成る交差点になりますから、大変交通事故の心配を要する箇所ではないかと私は想定するんです。

特にサンゴ台中央線は、国道への接続はカーブ、勾配をもって接続することになりますから、この辺の安全確保の対応について十分町からも意見をして、この安全確保を十分事前PRとか、あるいはいろんな方法をもってしてもきちっと対応してもらう必要があるんじゃないかと思っておりますので、その辺について、関係箇所あるいは国道、あるいは県ともに安全確保のための箇所として特に対応を求めておきたいと思っております。一つ町長に、そういうことについての取り組み方を強調して、ご答弁を求めておきたいと思っております。

町長答◇ ご指摘のとおりだと思います、あの道が完成をいたしますと本当に多くの車が、有田、田並方面から来られる方々、これは高速道路関係なくしてもあの道を通り抜ける車の台数が大変増えてくるであろうと思っております。その場所が、ああいう新町通りへ入っていく道とのちょうど交差になるような部分でもありますので、懸念されるところはたくさんあります。

そして、警察もその辺はいろいろと考えておられるようでありますので、これからあの道が実際に動き出すことになると警察も、これは国土交通省ともそうですけれども、十分協議しながら安全対策を、一層の万全を図っていくような取り組みをしていきたいと思っております。

質◇ 役場職員の超過勤務手当等ということで、町長の話の中に職員の業務の日記をつけるという話がありました。職員の資質を高めるという話ではあるかなと思っておりますけれども。十数年前から比べたら職員の態度なり町を歩きやる態度を見ても、庁舎での雰囲気にしてもかなりよくなったなど。みんな挨拶もできるようになってきたなど感心しております。なお一層、町民のための職員ということで町長が提案されたかと思っておりますけれども、やる価値は十分あるかと思っております。

だけど1年間を通じてやるということは、なかなか難しいことであります。職員に負担のかからないような形の中で1年間やっていただき、またより一層の町民が喜んでいただけるような新庁舎へ向けて、新しい職場を目指して職員の改善を望みたいと思っております。ですので、私はやる価値は十分あるかと思っております。

磯根漁場再生事業の取り組みについてですけれども、かなり長い時間取り組んでまいりました。結果が出て、そして良かった。次の漁場へそういう部分の分析をした結果、反映していく時期が来ているのに、その割には成果が少ないかなという感じがいたします。そういう形の中で、できれば幅広く予算を使っていたきたいということで、そろそろ磯根漁場は考える時期が来ているんじゃないかなということで。来年度が最終年度ということで、その辺十分に町としての検討をお

願いたいと思います。

串本古座高等学校地域協議会。旧古座町の人間にとっては古座高校がなくなり、串本古座高校になったわけなんですけども、小学校・中学校・そして高校が少なくなるということは町民にとって大変寂しい。ここへ来て町と高校との連携が密になり、太くなったということは大変すばらしいことかなと。そして参加できるということ、高校を運営できるということは大変すばらしいことだと思いますけれども。

この間のロケットの、ホテル&リゾート和歌山串本で、司会者が、あなたたちはどうですか、と聞かれても誰も手を挙げなかった。そして、過去にトルコと串本高校のテレビ通話のときもなかなか、はたで見やったら恥ずかしかった。やはり高校生の積極的な指導というか、外へ行っても話が十分できるような子どもたちに育ててあげたい。そういう部分を考えて、やはり体育会系の人間は積極的にものを言うたり、そしてものおじしない。そういう部分で考えて、体育会系の強い、積極性の強い子どもたちができるような町の指導をしてもらいたいと思います。

答◇ 役場職員の超過勤務手当削減等、今後の働き方改革の取り組みについてであります。1年間を通じてやるということについては職員の負担になるんじゃないかということなんです。これについては、私も課で協議したときに思ったことの一つであります。

先ほど副課長が2年間続けてやっているんやということで聞いたんですけど、業務の内容を事細かく書くんではないんですけど。まずどの業務、職員それぞれ今はグループ制を敷いているんですけど、自分のする業務を持っております。幾つかの業務のうち、この業務に対してどれぐらいの時間がかかったということをつけていくということで、時間をどれぐらい君は取りやるんよと聞いたら、大体10分ぐらいですと。私たちの勤務時間は7時間45分なんです。7時間45分のうちの10分と考えたら、そこまで負担になることではないんかなということ。

それでもこれは初めての取り組みで、副町長とも、こんなことを来年どうでしょうかという話をさせてもろうたんですけど、ただこれを全課にということはまだ考えておりません。モデル課として総務課で一遍、来年やってみようかと考えております。それによって何が一番大事かと言われたら、意識改革なんです。意識改革をするには、まず自分らの仕事を自分はどういう形でやっているんやというのを客観的に、あるいは数値が見えることは大事なんです。それともう一つは、例えばA職員が5つの業務を担当したあるとします。そのうち例えば1つの業務に年間どれぐらいの時間を割いているんやと。別の業務にどれぐらい割いてと。5つをトータルしたら、1日7時間45分の年間の業務では、間が詰まないと。5つをトータルしたら、1日7時間45分の年間の業務では、間が詰まないと。それで超過勤務手当になっているのであれば、私どもはいろいろ与えたある業務分担も考えていかなあかんと。そういうことを含めてのモデルケースとして、来年、総務課で取り組んでみたいということでございます。

副町長答◇ 磯根漁場の問題です。この件につきましては、決算委員会の中でもご説明していただきましたが、藻場造成につきましては実績がなかなか伴わないという指摘を受けていると。県にも協議をさせていただきましたが、3年計画で進めていると。その中でもし実績が伴わないのであれば見直していくという、県も同じような考え方を持っておりますので、町のほうの考え方と一緒にありますから、その部分は来年度の実績を見た上で県と協議して、この事業の見直しをやっていくという考えでおります。

この考え方につきましては、運動団体にも伝えておりますし、県は特に藻場造成は非常に大事な事業だから、じっくり実績を見たいという考え方もあると3年間取り組んでももらえないかという話もありましたので、今、2年度になって来年度が最終年度ということになっておりますので、来年度の結果を見て、どうするかという判断をしていきたいと考えております。

町長答◇ 串本古座高校のこれからの存続の問題であります。先ほど申しましたように、第6期のきのくに教育審議会の答申におきましては、この15年間で和歌山県にある公立高校30校を20校に変えていくという方針が出されたところであります。串本古座高校におきましても小規模校にするのか、分校にするのか、分校舎にするのかという方向が示されてきたところであります。その全文をじっくり読んでみますと、この紀南地域、串本古座高校に関して書いている文言の中には、ロケットと、また、全国募集等に対する期待もあるが、しかし、今の現状は難しいと。だから、小規模校であったり分校であったり分校舎にしていきたい、という文言が書かれておったところであります。

せんだって新宮高校でパブリックコメントが行われまして、説明会が行われました。私は特に呼ばれてはなかったんですけども、行って、教育長も来ているということでありましたので、そこで発言をさせていただきました。

串本町における全国公募ということに対する評価があるのか。それとまた、ロケットというのはものすごく教育における裾野の広い分野であると。これを県の事業として、教育どころはもとより和歌山県の施策として、一つのカリキュラムを作り上げるとかコースを作るとか、学科を作るとか、するべきではないかというような質問をさせていただきましたところ、悲しいかな、それに対する答弁は好ましい答弁ではなかったということでありましたので、そのことを受けて地域協議会にお諮りをさせていただいて、地域協議会の皆さんの総意を持って県教委であったり上のほうへ改めて要望になるのか嘆願になるのか分かりませんが、持っていきたいと。

私はプラスして、那智勝浦町長にもこのことの声をかけまして、町長も一緒に言ってくれと。これは紀南地域の問題だ、ということでお話をさせていただいておるところであります。結果的にはどういう形になるか分かりませんが、串本古座高校が将来にわたって存続できるような、またすばらしい未来へ向けての全国唯一のロケット高校になるような形に頑張っていきたいと思っております。

質◇ 南部高校の分校なんかは50年以上の歴史があります。そして日高高校中津分校、この2つの高校の共通点は町ぐるみで取り組んでいる高校であるということだと私は思っております。

世の中へ出ても積極的になるような高校生づくりは、これから町が入ることができるので、その点、町と高校、そして地域が一緒になって新しいこれからの若い世代を作るということで、町も一生懸命頑張っていけるような対策を強化していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町長答◇ 先日の宇宙シンポジウムin串本の中で、高校生もたくさん来てくれました。確かに中須賀先生がいろいろと質問を投げかけたところ、特に手も挙がらなかった。中須賀先生は、子どもさんたちはシャイやなと言ってくれておったんですけども。

あのシンポジウムを聞いて、高校生も、ものすごく胸に訴えるところがあったんじゃないかなと。ロケットというのはこんなもんなんやと、これからの自分たちの時代のもんなんやというのは、うまいこと口で表現は、誰も手を挙げてはしませんでしたが、感じられたんじゃないかと思えます。

串本町におきましては、これから30か所にわたって子どもや小学校・中学校・高校、そしてまた一般の方々に対するワークショップを開いていきたいと思っておりますので、そういった中でさらに知識を深めていただいて、ロケットに対する興味を持っていただく。町ぐるみで盛り上がることによって、高校に一つのコースやカリキュラムができていくことにつながっていくんじゃないかと思っておりますので、その辺に向けて努力していきたいと思っております。

質◇ 民生委員の役割とあり方について、お聞きしたいと思います。

今、コロナで住民の皆さんの生活が非常に疲弊してきていたり、苦しさも増えていると思うんです。そこで、民生委員の役割とかあり方について再度見直すことが必要な時期に来ているんじゃないかと考えるんです。社会福祉協議会とか包括支援センターも住民の皆さんの福祉について担っていると思うんですけど、民生委員というのは各地区に置かれて、本当に住民の一番身近な生活の中で情報を吸い上げていく、相談を受けていくことなんで。

それで、今、串本町では7名の民生委員が欠員しているということなんで、定足を充足させて、コロナの状況だからこそ民生委員の役割について再度きちっとして、やっていくことが必要になってくると思うんです。

そこで、民生委員のあり方を見ますと、全国の市町村も高齢化とか成り手不足で苦しんでいることが問題になっているように、いろんな記事でも見られます。活動費について、増額することによって民生委員が充足されるかということではないと思うんですけど。社会的な要因もありますけど、民生委員について地区割とか何もかも見直して、100年たった今、民生委員の制度をもう一回考えていく。それと、県へも民生委員の活動費についてもうちょっと上げてもらうような要望もしていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、この辺りについて考

えはいかがでしょうか。

答◇ 民生委員の活動のあり方についてでございます。

コロナの関係で住民の皆さんが不安を抱えている。それに寄り添うのも民生委員の一つの仕事ではないのか、そういうご意向だろうと思います。国勢調査にいたしましても、訪問員の訪問する回数を少なくしたりしておりますので、民生委員の訪問活動についても少し控え目にしているところでございます。

先ほど言われました地区割の問題でございますけれども、昨年11月に3年に1回の民生委員の改選がありまして、3年間任期がありましたので、この地区割は3年間変わらないということで、次回の改選のときに県へ相談いたしまして、定数の問題を議論したいなと思います。

活動費を上げたら民生委員がもっと働いてくれるんじゃないかということでございますけれども、町長からも答弁がありましたように、民生委員の成り手がないと。欠員が7地区ございます。平均年齢は68.5歳であります。国の通達では75歳未満ということになっておりますけれども、我が町は75歳以上の方が9名おられます。最高齢は87歳でございます。なかなか成り手がありません。ですので、これ以上活動に負担をかけるようなことはできるだけ基本的にはしたくないということで、事務局として助けていきたいと思っております。ですので、活動費を上げたからといって民生委員がたくさん活動していただけるものではないのかなと思います。民生委員が今、7名の不足になっておりますので、また区長さんとも相談しながら充足に努めてまいりたいと考えております。

質◇ 活動費を上げたら民生委員になってくれる人が出てくるということは一概に言えないと思うんです、確かに社会的な高齢化の状況とかがあって。ただ、民生委員の成り手がないんで活動費を北九州市が独自に上げて、ちょっとでも活動しやすいように。活動している人が北九州市は低かったみたいなんですけど、持ち出しで活動しているとかいう状況やったそうなんです。

各市町村によってばらばらというふうに理解しているんですけど、ちなみに今、串本町は民生委員の方の活動費は年間幾ら支給しているんでしょうか。まずそれをお尋ねします。

答◇ 串本町民生委員児童委員協議会の決算書によりますと、活動費としては467万1,964円となっております。

委員は先ほど申しましたように、68名となっております。委員、会長、副会長によって少し金額も違うので、それで大体で割ってもらったら、そのような金額になるかと思っております。

単純に割りますと、6万8,700円ほどになります。

質◇ 全国的な平均7,000円ぐらいという数字を把握しているんですけど、それでも活動してもらうには、費用弁償みたいな形の制度になっているんですね、活

動費で。これは町が独自にやっていくのも、財政負担も出てくるので、県へも民生委員の活動費については制度設計をあと一回見直していこうという提案をぜひしていただきたいと思うんです。

というのは、これからコロナも非常に経済的な影響を、住民の方にもしわ寄せが来たり、もっと高齢化社会が進んできたときに、どっかでセーフティネットを住民の中へ張っていくという努力は町としても必要になってくると思うんです。今は社会福祉協議会と包括支援センターもありますけど、民生委員の役割は今の時代だからこそ一層この制度を町としたら十分に機能し、活躍してもらうような環境づくり制度設計をぜひしていく必要があると思うんです。これについて、町長どうのご意見をお持ちか。

町長答◇ 高齢化が進み、そしてまた先ほど出ておりましたようにDVの問題とかコロナに始まりましていろいろ課題が。これは串本町だけではないかと思っております。そしてまた、和歌山県下それぞれの地域において民生委員の成り手がないというのもよく聞こえてくるわけですがけれども、一度担当課に、例えば今、議長が言われましたように報酬の問題、県下的に各市町はどれぐらいお金を出しているのか、一回数字を出してみたいと思います。

そしてまた、人をお願いをするときに区長さんを通じてしているのか、どういったシステムで委員さんをお願いをしているのか、そういった仕組み自体も研究してみる必要があるのかと思いますので、それを担当課へ指示をし、一度検証してみたいと思うところであります。

以上で、町長への総括質疑は、終了いたしました。

≪書面審査≫ 令和2年10月16日（金） 午前10時40分～

決算審査特別委員会の3日目、一般会計「歳入」及び財産に関する調書審査後、下記の項目について、地方自治法第98条第1項の規定による書面審査を行いました。

- 1 建設課の備品管理に関する事項
- 2 民生児童委員の活動に関する事項
- 3 磯根漁場再生業務委託事業に関する事項
- 4 磯根漁場再生事業補助金に関する事項

【審査結果】

- 1 建設課の備品管理に関する事項
 - 建設課の備品台帳について昨年指摘をしたが、備品の一覧表等が作成されており、改善が確認された。
- 2 民生児童委員の活動に関する事項
 - 特になし。
- 3 磯根漁場再生業務委託事業に関する事項
 - 特になし。
- 4 磯根漁場再生事業補助金に関する事項
 - 特になし。

以上、書面審査を終了いたしました。

以上が決算審査特別委員会へ付託された、議案第103号 令和元年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第118号 令和元年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、16件の審査の経過並びに結果であります。

よろしくご決定の程をお願い申し上げまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。